

広島大学学術情報リポジトリ
Hiroshima University Institutional Repository

Title	ワイマル共和国における政治的暴力と武器の氾濫
Author(s)	原田, 昌博
Citation	史学研究 , 307 : 74 - 105
Issue Date	2021-01-22
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00055704
Right	
Relation	



ワイマル共和国における政治的暴力と武器の氾濫

原 田 昌 博

はじめに

憲法の理念から受けるイメージとは裏腹に、ワイマル共和国は誕生から崩壊まで終始「暴力」によって特徴づけられる国家であった。第一次世界大戦の末期に発生した革命によって生まれたワイマル共和国は、一九二〇年代前半には右翼・左翼からの反乱、蜂起や政治的暗殺に悩まされ続けた。それが一九二三年一月のナチスによるミュンヘン一揆の失敗を最後に一旦終息すると、今度は政治闘争団体(パラミリタリー組織)による街頭を舞台にした暴力に苛まれることになった。

一般に、この政治的街頭闘争は世界恐慌以降のナチ党の台頭と共産党の急進化により生じたとみなされがちであるが、その街頭暴力はすでに相対的安定期と呼ばれる一九二〇年代中ごろにもドイツ各地で発生しており、一九二四年以降の共

和国で絶えず観測される現象であった。R・ベッセルはワイマル共和国には時期的にも地域的にも政治的暴力が遍在して発生していた点を以下のように強調している。「ワイマル体制が崩壊するまでに、政治的暴力を逃れたドイツの都市や町はほとんどなかった。指摘しておくべきであるが、こうした暴力は共和国を生み出した暴力とはかなり異なった性格をしていた。それは一連の軍事的あるいは準軍事的な戦闘ではなく、より限定され、そしてより広範なものであった。それは一般に乱闘や街頭での暴力のレベルにとどまるように限定されたものであり、軍事行動のようなものに近づくことはなかった。しかし、同時にそれはドイツの政治風景の遍在的特徴になった。政治的暴力はもはや新聞の中で読む出来事の問題にとどまらず、実際にあらゆる都市の近隣社会や町、農村でも何らかの形で起こるものであった」^[1]。

この点について、P・M・シュルツも同様の指摘を行っている。彼女によると、ドイツで暴力の新しいパラダイムが創り出された「分水嶺」（一九世紀と二〇世紀の切れ目）が第一次世界大戦であり、それに続く革命での暴力経験により内政の風土が分極化・野蛮化していったという。「暴力はワイマル共和国の政治文化を始めから刻印していた」との認識から、彼女は「暴力」を視点にワイマル共和国を三つの時期に区分して、以下のように特徴づけている。第一の時期は一九一八年から一九二三年ないし二四年ごろまでの初期であり、ストライキ、物価高に対する騒擾、政治的一揆、左翼急進派と義勇軍の内戦的抗争などの「さまざまなレベルで公然たる顕在的暴力」が共和国を動揺させた時期である。第二の

時期は一九二四年から一九二九年までのいわゆる相対的安定期であり、この時期には反乱的な暴力で共和国を葬り去ろうとする動きは消え、代わって各党派のパラミタリー組織を中心に宣伝効果も視野に入れた「象徴的暴力」が行進や制服などの他の要素とともに投入された時期である。そして、一九二九年から一九三三年までの末期は「顕在的暴力」と「象徴的暴力」がともにエスカレートし、政治的対立において身体的暴力が全面化した時期である。シュルツは「ワイマル共和国における政治的暴力は全社会的な現象」であったと指摘し、以下のように述べている。「暴力の表現、暴力を用いた脅し、暴力の行使は確かにその激しさにおいてさまざまであったが、それでも戦間期の政治文化に常在していた。その

限りで、政治的な対立に暴力で対応しようとする姿勢はワイマル共和国全期間の構造的問題であったとみなされなければならない」。こうして、ベッセルと同様に、シュルツはワイマル共和国における（政治的）暴力が時期においても場所においても遍在していたことを強調している。

シュルツの時期区分でも明示されているように、ワイマル共和国の政治的暴力は初期の「共和国敵対勢力（右翼・左翼）対国家権力」という体制転覆志向型暴力から一九二四年以降はナチスや共産党など各党派のパラミタリー組織どうしがぶつかり、公権力がそれを監視する党派対立型暴力へと変化していった。後者の場合でも、その暴力に関与していた者たち（各党派のメンバーや支持者）がいつでも素手で殴り合っていたわけではない。彼らが街頭に出るときには、刀剣武器や拳銃・棍棒などの打撃武器、さらに銃器までも必需品として携行していたのであり、ひとたび政敵どうしが衝突すると、相手の殺傷も辞さない流血の暴力沙汰が発生する可能性がそこにはあった。それにもかかわらず、ワイマル共和国における政治的暴力の遍在の状況、とくに一九二四年以降の党派対立型暴力（パラミタリー暴力）に目を向けた場合、これまでの研究で等閑視されてきたのが「武器の氾濫」という問題である。政治的暴力それ自体については、とりわけ一九八〇年代以降、数多くの研究が欧米において発表されているが、そうした研究では各党派の動向や政治的暴力それ自体に関する分析は豊富に行われている反面、管見の限り、武器の氾濫

についてはほとんど言及されていない。

繰り返しになるが、ワイマル共和国の政治的暴力に目を向けた場合に気づかされるのは、初期の体制転覆型暴力のみならず、中期以降の党派対立型暴力においても常に武器が使用されていた点である。そこで本稿は、ワイマル共和国中期以降の政治的暴力における武器の氾濫状況を明らかにし、その背景について検討していくことを目的とする。以下では、まずワイマル共和国における政治的暴力や武器の遍在の原因を「国家による暴力独占」の不徹底との関係で捉え、次いで地域をプロイセンおよびベルリンに限定しつつ、ワイマル共和国末期の政治的街頭闘争とそこでの武器の押収の状況について明らかにしていく。その際には、ナチスや共産党のパラミリタリー組織による武器の入手状況と国家（公権力）による対応についても言及したい。

I. ワイマル共和国における「国家による暴力独占」

(一) 近代国家と「国家による暴力独占」

周知のとおり、近代国家は権力の侵害に対する私人による暴力の行使を禁止し、そうした行為を刑法によって処罰するとともに、自らは合法的な暴力行使について排他的な権利を要求する⁽⁶⁾。これが「国家による暴力独占 *Das staatliche Gewaltmonopol*」であるが、D・グリムによると、それは「国

家のみが暴力行使の権利を持ち、原則として諸個人や社会的諸団体は国家によって付与された場合に限って暴力行使の権利を持つ」状態であり、この状態の下で私人による暴力行使が原則的に禁止され、公権力の規制・監視の対象となる⁽⁸⁾。私人の側から見た場合、国家による暴力独占を認めることは、権力の侵害に対して自らの暴力の使用を放棄し、それと引き換えに公権力によって身体や財産の安全や諸権利が保護されることである⁽⁹⁾。つまり、私人から国家への暴力行使の権利の移譲（暴力の独占化）が正当化されるのは、それが「公共の福祉」の実現を目的としている点に尽きる⁽¹⁰⁾といえよう。

国家による暴力独占の状況下では、行使される暴力の合法化と非合法化が同時に行われる。「暴力は社会的に条件づけられ——社会的行動の他の形と同様に——合法性と非合法性を規定する社会的な規範や規則の体系に從属している⁽¹¹⁾」のであり、公共の福祉の利益を貫徹するために国家によって行使される暴力と私人が行使する暴力が峻別されて「正当かつ合法的な暴力と不当かつ非合法的な暴力⁽¹²⁾」（あるいは「許容される暴力と許容されない暴力⁽¹³⁾」）という枠組みが作り出され、前者が後者を抑制することになる。「あらゆる暴力独占は自分自身によって合法化された暴力を使用する諸機関の外側で、許容される暴力と引き換えに暴力が禁止される範囲を拡大することに努力する。市民の武装化は制限され、決闘は禁止され、犯罪への懸賞金は廃止され、鉄道員や郵便配達人の

武装は制限され、私的な護衛部隊は認可を義務づけられ厳しく監視される⁽¹⁴⁾。それとともに、近代国家は治安や秩序の観点から軍隊、警察、司法制度（監獄）などの形で暴力独占を制度化し、「自己の強制装置を私的な暴力行使に対抗して投入⁽¹⁵⁾」していった。この点で、国民国家による暴力独占は二〇世紀には自明のものとなっていった⁽¹⁶⁾。

暴力独占の下で近代国家が用いる「物理的暴力は、支配の諸要求を貫徹するための正当な国家の手段」となり、「暴力を阻止するために暴力が行使される」という状況が生み出される⁽¹⁸⁾。この点について、B・エンツマンも以下のように述べている。「暴力は逆説的である。なぜなら、暴力は暴力の排除に役立ち、したがって、この概念は排除する者と排除される者を同時に含んでいるからである。このことは、とりわけ近代国家にあてはまり、その中核的な任務に含まれるのが、内外の暴力から必要ならば暴力を用いて市民を保護することである。この任務を果たすために、国家が手にしているのが暴力独占である。国家だけが法的な枠組みの中で、対外的には戦争を行い、国内的には人びとに対して物理的暴力を振るうことが許されており、非国家的なアクターは非暴力的な紛争解決を義務づけられている⁽¹⁹⁾」。

確かに、グリムが指摘するように、「暴力独占はおのずから国家に、暴力の恣意的な投入を授権するわけではない⁽²⁰⁾」。しかし、暴力で暴力を制する以上、エンツマンが「国家はただ潜在的な暴力使用だけの秩序維持機能にとどまるのではな

く、顕在的な暴力を用いて絶えず抑圧機能の中で行動せざるをえない⁽²⁰⁾」と述べるように、国家による暴力独占には国家権限の強大化や恣意的な暴力行使といったリスクが伴うことになる。この点について、S・ライヒャルトは以下のように指摘する。「軍隊や警察という国家の執行機関は：両刃の発明品である。一方では、それらは自由な社会の中で市民社会自体から生まれる暴力に対して市民社会を守るために必要とされる。他方で、それらは暴力独占を濫用して、既存の市民社会を破壊する可能性がある⁽²¹⁾」。

とはいえ、近代国家の形成が国家による暴力独占と理念的にも実体的にも関係しながら展開したことは明らかである。グリムは「国家による暴力独占」という呼称を冗語法とみならず、それは暴力が独占されないとところに国家は存在せず、ある支配団体が暴力独占に成功するとそこに国家が成立するからである⁽²²⁾。また、市民社会論の立場から、ライヒャルトは非暴力的な市民社会の出現・発展のための必須条件の一つとして国家による合法的な暴力独占（その独占の法的な統制）と暴力の脱私化を挙げている⁽²³⁾。近代国家と国家による暴力独占の密接な絡み合いの中で国家が機能するかどうかは暴力に対する国家の排他的な権利を市民が受け入れる姿勢にかかっていたが、実際のところ、近代国家は常に国家による暴力独占と反対派の抵抗的活動の間の緊張関係に置かれることになったのである⁽²⁴⁾。

(二) ワイマル共和国と「国家による暴力独占」

冒頭で触れたように、ワイマル共和国の社会もこうした暴力のエスカレートの特徴としており、その体制は時間的にも空間的にも遍在していた政治的暴力に苦悩する中で崩壊していった。「一九一九年から一九三三年のわずかな期間は総じて政治的に動機づけられた暴力行為のエスカレーションによって刻印されており、その最終目標は体制の転換であった。通用しているテロ行為の定義に基づけば、この期間には体制批判的な左翼も右翼も政治的だと理解される闘争手段として絶えずテロリストの手法を用いていた。結局、日常的な政治的暴力の様々な形態がワイマル共和国滅亡の共同責任を負うのである」⁽²⁵⁾。

ところで、D・シューマンは暴力の行使に備わる特質として「越境 Grenzüberschreitung」を挙げている。「初めて暴力を使用した者にとって暴力に訴えることが意味しているのは、それまで意識して尊重するか、存在しているものとして承認してきた行動の限界を超えてしまうことである。その後、暴力は完全に一種のルーティンになりうる」⁽²⁶⁾。暴力は、それに潜む快楽性もあって、行使する者と行使される者の行動の箍を外し、さらなる暴力を生み出していく。N・エリアスの表現を借りれば、それは「暴力行使の真に弁証法的なダイナミックス」であり、暴力の「ダブルバインド」となるだろう。「別の集団に対するある集団の暴力は別の集団の暴力を呼び起こす公算が非常に大きい。…二番目の集団の暴力行為は多

くの場合、最初の集団によるさらに大きな暴力行為を引き起こす。こうしたダブルバインドの過程がいったん始まると、多くの場合はもう止めようがなくなつて勝手に進行し始める。過程を作り出している敵対する人々や集団を超えて、その過程は自動的に進行し、多くの場合ますますエスカレートして激しくなつて、両方の集団が相手側の暴力行為を恐れるあまり、自ら暴力で相手を倒そうとせざるをえなくなるのである」⁽²⁷⁾。国家による暴力についても同様のことが言えるのであり、いったん使用されれば、それがさらなる暴力を導き、その結果、暴力を習慣化させていく。エンツマンは暴力を排除するために国家が暴力行使を正当化することで、国家以外のアクター側にも暴力を使用する正当性を主張することが容易になり、「暴力のエスカレーション過程を促進する可能性がある」と指摘している⁽²⁸⁾。

こうした暴力の習慣化とエスカレートの典型がワイマル共和国であり、初期の革命と反革命の暴力でも、中期から後期のパラミリタリー暴力でもこうした傾向は明らかであった。「一九一八年の革命以降の法外な規模での政治的暴力は政治的手段としての暴力への習慣化を引き起こすことになった」⁽²⁹⁾。暴力という観点では、第一次世界大戦や革命からワイマル共和国への展開は連続していた。「初期段階における暴力の機能に関して考慮されるのは、同時代の認識では戦時中と革命的な「戦後期」の間にはっきりとした区切りが見られなかったということである。ブルジョア市民社会への移行は成功しな

かったのである。自己防衛できない若い共和国の弱さや正当性の欠如を見て、敵対者は政治的状況をなおも未決で、暴力の投入により思い通りに変えられると考えていた³⁰⁾。

ワイマル共和国における暴力の「私化」とその過激化は、裏を返せば、それが近代的な「国家による暴力独占」が十全には貫徹されない、機能しない国家であったことを示している。この点について、星乃はワイマル共和国を「国家暴力の集中過程が進行する近現代にあつては、むしろ国家暴力が弱体化し、私兵や民間暴力が復活したという点で、歴史の逆転現象であつた³¹⁾」と指摘している。また、ワイマル共和国における「暴力を組織的に使うテロ行為によるドイツ国家の内部分からの解体の重要性」を強調するエリアスは、「最初の数年間の義勇兵のテロ行為から三〇年代初期の議場で殴り合いや市街戦まで」を引き合いに出しながら、暴力独占の点で「未発達な国家」であつたワイマル共和国崩壊の原因を議会政治における争いと並んで「その暴力独占の構造的な弱点」の中に求めている³²⁾。さらにシュラウトによると、ワイマル共和国では「政治、行政、司法における諸アクターが国家による暴力独占の保障にほぼ完全に失敗した³³⁾」のであり、その結果として「国家による暴力独占の空洞化」が生じたが、この暴力独占の不安定要因こそが政治的諸集団による衝突、集会時の乱闘、政敵への襲撃などの騷擾であつた。「左翼も右翼も国家による暴力独占を掘り崩し、国家形態としての議会制民主主義の信用を失墜させるあらゆる機会を利用した。すべての

こうした暴力形態に共通しているのは、関与した者が政敵や体制を抑制もしくは除去するための武力を用いた闘争を自明の政治的な権利だと解釈していたことである³⁴⁾。こうした事態が意味するのは、国家による暴力独占の下で明確になるはずの「正当かつ合法的な暴力と不当かつ非合法的な暴力」の境界が曖昧になること、「国家による暴力独占が繰り返し骨抜きにされ、合法的・非合法的な暴力形態に関する政治的な基本合意が成立できないこと³⁵⁾」であつた。

「国家による暴力独占」の「侵犯」(エリアス)、「弱体化」(ハウプト)、「空洞化」(シュラウト)の結果、ワイマル共和国では国家が私人間の暴力を十分に統制できないという事態を招くことになつた。一九二四年以降に活発化するパラミリタリー組織による政治的街頭闘争はその典型であつたが、その際に注目すべきは、共和国初期の体制転覆型暴力はもとより、一九二四年以降の政治的街頭闘争でも大量の武器を用いた暴力が展開していた点である。国家(公権力)が暴力を独占できない状況とは「武器の独占」がままならない状況でもあつた。確かに、グリムが指摘するように、実際には公権力が私的暴力、ひいては武器の私的所有を根絶することはできない³⁶⁾。しかしそうはいっても、ワイマル共和国では公権力の統制が全く追いつかないほどの大量の武器が社会の中に出回ることと政治的暴力がより悲惨なものとなり、大量の武器にアクセスできる状況がさらなる政治的暴力を誘発したのであり、治安当局とパラミリタリー組織との間で武器の入手・

使用と取り締まりのいたちごっこが繰り返されてきた。

II. ワイマル共和国後期における政治的暴力

あらためて示すならば、ワイマル共和国において一九二四年以降に顕在化した党派対立型の街頭暴力（パラミリタリー暴力）とは、各政治的党派に属するパラミリタリー組織が街頭や集会場（ホールや広場）、やがては政治化した酒場を舞台に展開した政治的暴力である。一九二四年という具体的な時点が示されるのは、この年に共産党が赤色前線兵士同盟（RFB）、社会民主党を中心とする共和国擁護派が国旗団というパラミリタリー組織を創設したからであり、翌二五年には再建されたナチ党がその街頭組織である突撃隊（SA）を再編し、これに鉄兜団や青年ドイツ騎士団などが加わって政治的動機を持つ暴力行為が展開されていった。これらの組織に共通する特徴をライヒャルトは以下のように指摘している。「同質化された身体運動の魅惑は、まとまった行進の軍隊的規律において表現されるように、すべての政治的方向のデモの様式に影響を及ぼした。行進、祝典、制服や旗、シンボルや儀礼化された挨拶を伴う新しい集会の様式はさまざまにミリュー内で様式化された統一・戦闘的パトスとして表現された。共産党から社会民主党やカトリック教徒を経てドイツ国家国民党やナチ党に至るまで、すべての方向が自らの若い男性支持者のために、パラミリタリズムで組織された下部組

【表1】政治的暴力における被害者・容疑者数（1931年1月～1932年6月）

A. プロイセン					
被害者の所属組織	重軽傷者	負傷後に死亡した者	殺害された者	正当防衛に伴う死者	計
NS	5461	34	26	29	5550
SH	613	4	2	1	620
RB	2148	4	3	5	2160
KPD	1434	32	16	35	1517
計	9656	74	47	70	9847
容疑者の所属組織	対 NS	対 SH	対 RB	対 KPD	計
NS	64	61	2213	2409	4747
SH	2	-	232	60	294
RB	1828	177	7	106	2118
KPD	4913	422	281	14	5630
その他	303	17	12	14	346
計	7110	677	2745	2603	13135

B. ベルリン					
被害者の所属組織	重軽傷者	負傷後に死亡した者	殺害された者	正当防衛に伴う死者	計
NS	506	11	6	1	524
SH	39	1	-	-	40
RB	289	-	2	-	291
KPD	204	6	5	2	217
計	1038	18	6	1	1072
容疑者の所属組織	対 NS	対 SH	対 RB	対 KPD	計
NS	9	-	360	289	658
SH	-	-	7	4	11
RB	85	-	-	8	93
KPD	767	52	25	1	845
その他	38	-	2	2	42
計	899	41	394	304	1638

NS = ナチス、SH = 鉄兜団、RB = 国旗団、KPD = 共産党
GStA, Rep77, Tit.4043, Nr.121, Bl.125.376,448,461,537 より作成。

織を創設したが、それらは選挙戦や政治的アジテーションのために制服を着て同一歩調で街頭を進んでいった。こうしたパラミリタリー組織をワイマル共和国の各党派が有することと、「パラミリタリーのスタイルは合法的な政治形態」となり、「政治的手段」となっていた。⁽³⁶⁾
この党派対立型暴力自体については本稿の主眼ではないが、ここではプロイセンおよびベルリンに関する若干のデータを示しておおよその状況を確認しておきたい。まず表1を見てみよう。これは一九三一年一月から一九三二年六月までのプ

ロイセン州全体とベルリンにおける政治的闘争の犠牲者数および被疑者数を示したものである。これによると、プロイセン全体ではこの期間に九六五六人が負傷し、一九一人が死亡しているが、その過半数（五六・四％）はナチスであり、ついで国旗団となっている。また、被疑者一三三二五人のうち、共産党（四二・九％）とナチス（三二・一％）で約八〇％を占めている。ベルリンも同様の傾向であるが、犠牲者に占める共産党の割合がプロイセン全体よりも五％ほど高いこと、被疑者の割合ではナチス（四〇・二％）と共産党（五一・六％）で九割以上を占めている点特徴的である。また、各陣営内では味方どうしの暴力沙汰も発生していたことがここでは明らかになる（プロイセンではナチス対ナチスの事例が六四件、国旗団が七件、共産党が一四件など）。ワイマル共和国の政治的暴力がピークを迎えるのは一九三二年七月であり、ある警察統計によると、プロイセン全体で一九三二年七月だけで八六名の死者（ナチス三八名、共産党二八名、社会民主党・国旗団六名、その他一四名）を出している⁽³⁹⁾。また、表2に

〔表2〕 政治的暴力により死亡・負傷したプロイセンの警官数(1928年1月~1932年10月)

		警官の被害		
		死者	負傷者	計
		11	1155	1166
容疑者の所属組織	NS	-	137	137
	SH	-	3	3
	その他の右翼組織	-	9	9
	RB	-	23	23
	KPD	8	870	878
	その他の左翼組織	-	29	29
	その他の組織	-	10	10
不明	3	74	77	

GiStA, Rep. 77, Tit.4043, Nr.122 Bl.251-253より作成。

よると、一九二八年一月から一九三二年一〇月までにプロイセン全体で政治的暴力により一一名の警官が殺害され、一五五人が負傷している⁽⁴⁰⁾。

政治的暴力が最も激しかった一九三二年六月から七月の時期には銃器を用いた襲撃が常態化していた。一九三二年一〇月五日付でベルリン警察本部が作成し、プロイセン内相に送付した一九三二年六月二〇日から一九三二年七月六日の一七日間にベルリンで発生した銃撃事件の一覧には自動車やバイクから政敵の酒場や隊列に向けての発砲や敵対者どうしの銃撃戦など三五件が挙げられており、このうち八件で共産党側、一八件でナチス側が容疑者とされ、九件は容疑者不明である⁽⁴¹⁾。こうした状況は、ワイマル共和国末期のパラミリタリー組織内に武器が蔓延し、個々の黨員やシンパがそれを当たり前のように政治的暴力に投入していたことを容易に想像させる。次節では、こうした武器の市中氾濫の具体的な状況について検討していきたい。

Ⅲ. 武器の市中氾濫

(一) 武器の所有に対する法的規制

ワイマル共和国政府は一九二〇年代には市中での武器の広がりに対する法的規制を試みていた。個人による武器の所有に関しては、一九二二年七月に公布された「共和国保護法[Gesetz zum Schutze der Republik]⁽⁴²⁾」が、無許可の武器を所有し

て秘密の国家反逆的結社に加わった者や、無届の武器庫を保有している者（彈藥庫、火炮、迫撃砲・火炎放射器、機関銃、自動小銃の所有もこれと同等）に対して三か月以上五年以下の懲役刑を規定していた（第七條）。さらに、一九二八年四月には「銃器および彈藥類に関する法律 Gesetz über Schusswaffen und Munition」（以下、銃器法）を公布され、政府は銃器の流通・所有の管理と無資格所有の取り締まりをさらに厳格化した。この法律は全三四條で構成され、銃器・彈藥類の製造・加工・販売について当局による許可を義務づけ（第二條・第五條）、「製造者や商人の商号あるいは登録商標、および連続する製造番号を持つ銃器」のみドイツ国内で売買・譲渡できるものとした（第九條）。また、銃器や彈藥類の入手には当局が発行する「武器もしくは彈藥取得証明書 Waffen- oder Munitionserwerbsschein」が必要とされ（第一〇條）、武器の携行時には「武器許可証 Waffenschein」の携帶を義務づけた（第一五條）。さらに五丁以上の銃器を保管する武器庫（獵銃の場合は一〇丁以上）や一〇〇発以上の銃弾を保管する彈藥庫（獵銃弾については一〇〇〇発以上）の設置にも当局の許可を義務づけ（第二三條）、それぞれの義務に違反した場合の罰則（懲役刑・罰金刑）も規定された（第二五條（二七條））。この銃器法については、一九三〇年九月にベルリンで発生した、ある銃撃事件の第一審判決が「この法律の遵守が今日の政治的対立の中で要求されなければならず、無責任に輕視することは厳に罰せられなければならない」と述

べ、さらに第二審判決もこの法律の目的を「街頭で政治的活動を行う者に対して武器の所持から遮断し、これによって政治的な機会における武器の所持をできるだけ制限すること」と指摘した上で「過激な諸政党の黨員における非合法的武器所持とは精力的に闘わなければならない」と結んでおり、同法がワイマル末期の当局側の武器取り締まりの根柢となっていたことは明らかである。

さらに、この銃器法を受ける形で、ブリューニング内閣およびパーベン内閣での一連の大統領緊急令の中に武器の取り締まりや処罰に関する規定が盛り込まれている。ここで対象となるのは、ブリューニング内閣での三つの緊急令（①一九三二年三月二八日付、②同年一〇月六日付、③同年二月八日付）とパーベン内閣での二つの緊急令（④一九三二年六月一四日付、⑤同年八月九日付）である。これらの緊急令の要点は以下の三つである。第一に、（銃器法の主旨を受けて）無許可・無資格での武器の携帶やそれを用いた暴力行為に対する警察の拘束および処罰が規定されたことである（①・②・④）。第二に、銃器・彈藥類に加えて、打撃・刀劍武器も規制対象として当局への届け出が義務づけられ、その製造・入手・売買・譲渡に関しては銃器と同様に当局の許可が必要となったことである（③）。最後に、武器（特に銃器）を用いた政治的動機に基づく違法行為（殺人・傷害）が厳罰化されたことである（⑤）。これには、「重大な爆発物犯罪」や「警官等に対する殺害行為」への死刑の適用も含まれていた。こ

れら緊急令は当局が政治的暴力を取り締まる上での重要な法的根拠となったが、例えば一九三二年六月一日付のプロイセン内相の通達では、一九三一年に出された一連の緊急令が「国家敵対勢力」による「公共の安寧と秩序の攪乱」や「略奪や市民・警官への襲撃といった犯罪的テロ行為」に対して「あらゆる断固とした手段を用いて——可能な限り予防的に——対処する」ための「法的規定」と位置づけられていた。⁽⁴⁷⁾

(二) 武器の携帯・使用の日常化

一九二八年四月の銃器法の制定以前から、地域によっては警察が仲介する形で、暴力の軽減に向けたパラミタリー組織間の合意形成への取り組みが行われていた。例えば、ケルンでは一九二七年三月に地元警察と国旗団、ナチス、鉄兜団、RFBなど一八ものパラミタリー組織が参加した懇談会が開催されている。警察の意図は各組織に対して「近ごろ頻発しているさまざまな組織間での衝突や殴り合いを慎む」よう働きかけることであり、RFBを除くすべての組織が「自らの組織で全力をもって、他の組織のメンバーとの衝突や殴り合いを回避しうることに尽くす」ことを約束し、この合意に加わらなかったRFBも回状で他の組織との衝突を回避するよう指示すると声明した。警察は共産党の姿勢に懸念を示しながらも、共産党を含めたすべての組織が相互の平和的關係のために「共同の話し合いの机についたこと」を前進と評価した。⁽⁴⁸⁾ この少し前には、デュッセルドルフでも警察と鉄兜団、

RFB、国旗団、青年ドイツ騎士団、ビスマルク青年団による「諸団体間の衝突回避」のための話し合いがもたれている（ナチスは参加していないが、後に決定事項に同意している）。合意事項の中には「武器もしくは武器のような物の携帯は団体指導部によって禁じられなければならない」との一文も見られ、衝突回避の中心に武器携帯の禁止が取り上げられていた。⁽⁴⁹⁾

しかし、こうした一部の地域で一時的に見られた武器の使用禁止の党派間合意は守られることなく、また銃器法や緊急令による法的規制も効果のないまま、市中には武器が氾濫し、政治的暴力の危険性に対する危惧は高まっていくことになる。すでに一九二九年一月三〇日付のベルリン保安警察司令の各分署・機動隊宛の文書「急進的組織の活動の活発化に関する件」では、冒頭から「このところ、共産党系組織のメンバーとナチ党員の間対立が先鋭化し、ほぼ毎日、衝突が——大部分では武器や武器に似た道具が用いられて——起きている」との記述がみられるように、各党派による武器の所持・使用がなくなることにはなかった。さらに、一九三〇年八月に発生したある政治的暴力事件の判決文は次のように述べている。「白昼堂々と武器を用いて政敵を襲撃するという悪習Gewohnheitがますます蔓延していることが意味しているのは、法の平和Rechtshetenや公共の安全性の重大な侵害であり、直接的な関係者や無関係の人々の生命にかかわる危険である。この悪習や、その中であらわになりつつある政治的に異

なる考えを持つ市民に対する感情の非寛容さや悪意に対しては、法の厳格さをもって立ち向かわなければならぬ⁽⁵²⁾。また、翌三一年一月の別の事件の判決文は銃の悪用が「恐ろしく増大した」ことを指摘している。「量刑の際に考慮されるべきは、無資格の武器の携行とそこから容易に生じる銃の悪用はここ数年で恐ろしく増大したことである。ほとんど毎日、新聞には何らかの、それ自体は取るに足らないような言い争い、たいていは政治的な類のものが銃撃事件で終わったという記事が掲載されている。…無資格の武器の携帯と銃の悪用は公共の危険である⁽⁵³⁾」。こうした認識はライヒ政府にも共有されており、一九三一年一〇月にライヒ内務省情報収集局 *Nachrichtensammelstelle* が各州の内務省情報局に向けて送った文書「共産主義運動に関する件」では「特に共産党の合法的・非合法的な付属団体の行動を通じて、また：国民社会主義者の SA を通じて、国内の秩序や安寧にとつて深刻な状況が生み出される」として、「その状況に対して直接的な対策を講じることをもはや躊躇してはならない」との意思が示されている⁽⁵⁴⁾。

武器使用に対する当局の認識は一九三二年夏にはさらに厳しいものとなった。一九三二年六月三〇日付の文書でベルリン警察本部は「政治的衝突や襲撃は——待ち伏せ場所からの卑劣な銃の使用も——この数日において耐え難い規模になっている」と述べて、あらゆる警察権力を投入して「さらなる不法行為を防止する」指示を各署に出している⁽⁵⁵⁾。ただし、政

治的暴力がピークに達したこの時期の警察内では、毎夜のように発生する暴力沙汰と武器の使用に対する感覚の麻痺も生じていたようである。ベルリン警察本部の日報によると、例えば七月三一日午前八時から八月一日午前八時までの二四時間で銃撃四件を含む乱闘一五件、デモ未遂六件、広告柱への放火一件、ポスターの引き剥がし四件が発生しており、九名が負傷し、一〇三名が逮捕され、拳銃二丁、仮死拳銃二丁、威嚇射撃拳銃一丁、刀剣武器八点が押収されている⁽⁵⁶⁾。興味深いのは日報作成者がこの二四時間を「平穩に経過した」と評している点である⁽⁵⁷⁾。こうした状況を「平穩」とする感覚が物語るのは、暴力沙汰や武器の使用の常態化とそれに対する一種の慣れであろう⁽⁵⁸⁾。

(三) 各党派の武装化

このころ、警察は治安の攪乱要因として共産党やナチスの動向を注視しており、それぞれの武装化について報告している。すでに一九二九年四月の時点で、デュッセルドルフの行政長官 *Regierungspräsident* は共産党員宅から武器が発見されていることを踏まえて「黨員に違法な武装化を禁じるという公式の説明に反して、共産党は武器の収集に取り組んでいる⁽⁵⁹⁾」と報告し、一九三一年一〇月にはハノーファーの警察本部長が共産党の武装蜂起の準備を指摘して「共産党やその従属組織は内戦を準備しており、その実行のために武器などを調達しようとしていることは疑いない⁽⁶⁰⁾」と記している。その

翌月にプロイセン内務省が公表した報告書『急進的組織の闘争準備と闘争原則に関する覚書』⁶¹は、共産党の「武装」に関する項目で武器調達の詳細な状況について以下の七点を挙げています。それは、①武器の所持のために購入、住居侵入（窃盗）、金銭での買収、密輸などあらゆる機会を利用してのこと、②蜂起の際には、まず共産党指導部が個人々人に対して所有する武器の供出を求める手はずであること、③共産党部隊は小銃やカービン銃はそれほどではないが、拳銃とその銃弾をかなり所有していること、④第一次世界大戦後の動員解除の際に市中に流れた武器や弾薬は保管や手入れが不十分で現在では使用できない可能性が高いこと、⑤長期的な蜂起では外国からの武器や銃弾の輸送の可能性があること、⑥手製の手榴弾がかなり押収されているように、工場の従業員によって日用品生産から容易に殺戮の道具を作成できること、⑦鉱山や採石場で爆発物が盗難されていることである。

ナチスに関しても同様に武装化が指摘されている。S Aは公式には武器の携行を禁じていたが、実際には武器を用いた暴力沙汰を繰り返しており、プロイセン内務省は一九二九年に作成したナチスの暴力行為に関する報告の中で「国民社会主義者たちは人や器物に対する暴力行為を行い、重軽傷を負わせ、死亡させる結果を引き起こして」おり、「国民社会主義者やその突撃隊が公共空間に現れる場合には、ほぼ例外なく衝突や乱闘が見込まれる」と指摘し、「国民社会主義者が行う暴力行為からはつきり認識できるのは、多くの事例で銃器

打撃・刀剣武器といった危険な道具を使用してきたことである」と述べている⁶²。すでに引用した一九三一年一月の「急進的組織の闘争準備と闘争原則に関する覚書」では「武装」に関する項目で以下の記述が見られる。「ナチ党はその黨員たちには違法な武器を所有させている。警察が集会参加者や酒場などを捜査した結果によると、打撃武器と並んで、多数の拳銃が所持されており、個々の武器は当該者が自己責任で入手・携行していた。…こうした大規模な組織の全般的で計画的な武装は昨今の状況においては…決して実行可能であってはならない⁶³」。さらに、プロイセン内務省は一九三二年二月にも二〇〇頁を越える大部な報告書『NSDAPに関する覚書』を作成しているが、その中でS Aの武装について「一九二九年末以降、S A隊員には何らかの武器の使用を厳しく禁じると党公式の発表が常に繰り返してきたにもかかわらず、S A隊員の武装を再三にわたり確認しなければならない」と述べ、「公式での武装禁止は実際には実行されていないこと、むしろS A隊員に対して武装が完全に黙認されているということ」、さらに「S A内では、柄つき手榴弾すらも含めて武器を調達する努力が行われている」と指摘している⁶⁴。

左右両翼政党の武装化は、それぞれの武器の使用訓練にも表れていた。共産党は、例えば一九三二年に反ファシズム活動の一環として結成された「赤色大衆自警団 Roter Massenschutz」の方針の中で武器訓練について以下のように語っている。「軍事技術的訓練は主として理論的に実施され、

拳銃（自動装填式、モーゼルなど）、手榴弾、九八式小銃、カービン銃、自動小銃、機関銃に関する訓練を含んでいる。自由な取引で入手可能な、よく知られている図版が用いられる。武器自体の実用的な教授には極めて慎重でなければならぬ。特に信用が置ける部隊やグループ内でのみ、武器の教授は行われる。ナチスの武器訓練についても同様である。先に引用した『NSDAPに関する覚書』によると、「SAでは武器を使用した教育が公式には認められていない」にもかかわらず、「時折、武器を用いた授業が行われて」おり、すでに一九二八年八月には小銃を使用した訓練が行われていた。「SA最高指導部はこの講習やテーマについて知っていただけでなく、承認もしていた。SA最高指導部は：必要な注意を払ってこの講習を行うが、講習内では直接的な軍事的指導を口頭のみで行うよう提案した」。また、同報告書は、ヒトラーが軍事的指導を「極めて緊密な個人サークル内だけで口頭にて行い、文書による指導を完全に信頼がおける黨員だけに限定するように望んでいる」とも述べている。こうした警察側の度重なる報告からも明らかのように、ナチスも共産党もワイマル共和国末期には非合法の武器訓練を導入し、武器の扱いに習熟させようとしていた。

(四) 武器の入手方法

では、ナチスや共産党はどのようにして武器を入手していたのだろうか。管見の限り、これに関する史料は非常に手薄

で、断片的である。それでも手掛かりとなるのが、先に引用した『急進的組織の闘争準備と闘争原則に関する覚書』であり、そこで示されている共産党による武器の入手方法は購入、住居侵入（による窃盗）、外国からの密輸、鉱山や採石場での爆発物の持ち去りなどであった。

まず武器の盗難については、いくつかの事例が残されている。一九二九年九月一日深夜、ベルリン・ミッテの武器店に複数人が侵入し、自動装填拳銃四〇丁、回転式拳銃一丁、実弾約一〇〇発を盗み出す事件が発生したが、犯人は現金には手を付けておらず、警察は犯人を何らかの政治的組織に属する者と想定している（ただし、警察は共産党が容疑者と断定していない）。一九三〇年一月二五日深夜にはベルリン・ヴィルマースドルフの武器店に何者かが侵入し、拳銃二五丁、実弾一〇〇発、ナイフ、照準器などを盗み出す事件が発生したが、犯人が店内の他の貴重品には手を付けていなかったことから、当局は「この侵入は政治的な、しかも共産党の影響を示唆している」とみなし、「この嫌疑は共産党の連中が大規模に拳銃を所持していた近頃の衝突での経験、さらには信頼できる報告が共産党がさらに武装に努めていることを確認していることよって裏付けられる」と述べている。さらに、翌月には、旧RFBメンバーたちがライプツィヒにある国防軍の武器庫から小銃など二五四丁を盗み出す事件も発生している。こうした度重なる不法侵入と銃器の窃盗を受けて、一九三〇年三月一日付でプロイセン内務省は「共産党が党

員たちを計画的に武器の窃盗へと焚き付け、それを要求しており、この方法で支持者の武装を達成しようとしている」と報告している。⁽²¹⁾ 鉾山や採石場からの盗難についても、以下のような事例が報告されている。一九三〇年三月中旬、共産党市議会議員の自白に基づいてアーヘン近郊の森林でダイナマイトや爆薬が発見されたが、これは周辺の鉾山や採石場から旧RFBメンバーが盗み出したものであることが判明し、自白した共産党市議はこれらの爆薬から手榴弾を製造しようとしていたことを認めている。⁽²²⁾ さらに、一九三一年夏にはケムニッツ近郊の採石場の爆薬倉庫の壁が破壊されて、一五〇キログラムの爆薬と二五〇個の雷管が盗まれている。⁽²³⁾ この他に、一九三二年二月一日付でプロイセン内相が、税関からの報告を受けて、共産党がフランスなど外国から布の塊に隠して武器や弾薬を列車で国内に持ち込んでいると報告し、税関との協議の上で荷物の検査の必要性を訴えている。⁽²⁴⁾

右翼側で目に付くのが、第一次世界大戦後の混乱状態の中で市中に流出した武器の入手である。一九二八年二月六日、ドイツ北部エッゲジン Eggezin の鉄兜団支部長宅の家宅捜索で発見・押収された銃器類のうち多くは一九二四年二月に共産党に対抗するために国防軍から配布されたものだった。⁽²⁵⁾

一九三〇年七月初旬にシュレジエン地方リークニッツ Liegnitz の住民（党派不明）の自宅からマシガン三丁と銃弾四六〇発が発見されたが、その際、住民はグロガウ Glogau に駐屯していた義勇軍からこうした武器を受け取ったと供述

している。⁽²⁶⁾ 一九三二年四月にはシュレジエン地方オッペルン Oppeln の住民宅で小銃一丁、照明弾用拳銃一丁、銃弾二一八発が見つかったが、これらは軍用品であり、この住民は「鉄兜団に近い」立場であった。当局は「これらの軍用品がこうした組織により非合法的な政治に利用される疑いがある」と述べている。⁽²⁷⁾ その前月にオッペルンの南のオーバークガウ Oberklaus にあるナチ黨員宅で発見された拳銃一丁や銃弾約六六〇〇発、多数の銃の部品や備品も、戦後の内戦期に由来する軍用品であった。また、一九三二年一月に共産党に近いハノーファーの住民宅から回転式拳銃一丁と銃弾四一発が見つかったが、これはかつての住民軍 Einwohnerwehr に由来するものとされている。⁽²⁸⁾

残念ながら、わずかな史料だけでは、それほど大量の武器を各党派がどのように手にしたのかという点についてこれ以上は判然としない。ただ、銃器法などの法整備で無許可の武器の氾濫を阻止して政治的暴力の統制をはかろうとした共和国政府の意図とは裏腹に、売買、密輸、軍からの流出、武器店・武器庫からの盗難などワイマル共和国の社会では武器を入手する非合法的な手段やルートが存在していたことは確かである。

IV. 当局による武器の押収

市中に氾濫する武器の数が増大するにつれて、武器の押収件

数も増加していくことになった。表3はプロイセンおよびベルリンでの政治的集会への警察の介入件数と、そこで押収した武器の点数を示している。これによると、警察による集会への介入件数の増大につれて武器の押収件数も増加しており、一九三二年にはプロイセン全体で二三五六点の武器が押収され、そのうち銃器は六〇〇丁であった。このうちベルリンで押収された武器数はプロイセン全体の三四・六％であったが、銃器に限定すればプロイセン全体の七二・三％にあたる四三六丁がベルリンで押収されていた。プロイセン内務省はすでに一九二九年の段階でこうした集会での武器の押収件数の増大を危惧しており、「政治的闘争におけるさらなる粗暴化の兆候」とみなしている。また、表4によると、ベルリンで一九三一年に押収された

【表3】警察が介入した政治的集会とその際に押収された武器

A. プロイセン

年	警察の介入件数			押収された武器(点)			
	a	b	計(a+b)	A	B	C	計(A+B+C)
	屋外	屋内		銃器	刀剣類	その他の武器	
1928	196	122	318	23	129	145	297
1929	333	246	579	33	181	240	454
1930	1579	915	2494	149	323	608	1080
1931	1474	1430	2904	329	516	647	1492
1932	2146	3150	5296	600	820	936	2356

B. ベルリン (1929年の記録が欠如)

年	警察の介入件数			押収された武器(点)			
	a	b	計(a+b)	A	B	C	計(A+B+C)
	屋外	屋内		銃器	刀剣類	その他の武器	
1928	43	16	59	3	3	1	7
1930	975	330	1305	89	16	294	399
1931	589	701	1290	239	163	211	613
1932	1088	2185	3273	436	249	131	816

GStA, Rep.77, Tit.4043, Nr.119, Bl.77, 227, 338, Nr.120, Bl.31, Nr.121, Bl.78, 131, Nr.122, Bl.420, 454より作成。

銃器は六四四丁(ナチスが四九件、共産党が一六九件)であり、銃弾は約一五〇〇〇発に及んでいた。さらに、表5は一九三〇年から三一年九月にかけてプロイセンで押収されたナチス所有の武器・弾薬類の一覧である。これによると、銃器の押収点数だけで四六一丁であり、それに加えて打撃武器や刀剣武器が一〇〇〇点以上、さらにさまざまな日常生活の道具が「武器」とみなされて押収されており、武器が非常に

【表4】ベルリンで発見・押収された武器・弾薬類 (1931)

武器・弾薬類の種類	NS	SH	他の右翼政党	RB	KPD	その他	無党派/所有者不明	計
銃器	49	1	1	-	169	4	420	644
打撃・刀剣武器	18	1	1	-	140	-	1015	1175
他の危険な道具類	58	2	2	8	127	-	16	213
その他の武器	-	-	-	-	-	-	5	5
歩兵銃用弾薬類	-	-	-	-	382	-	7958	8340
ピストル用弾薬類	69	-	-	-	629	-	5900	6598
手榴弾および手製弾薬類	-	-	-	-	-	-	80	80
他の弾薬	-	-	-	-	1	-	1	2
計	194	4	4	8	1448	4	15395	17057

GStA, Rep.77, Tit.4043, Nr.121, Bl.296f. より作成。

【表5】プロイセンで発見・押収されたナチスの武器・弾薬（1930年1月1日～1931年9月30日）

数量	内容	数量	内容
A. 武器類		その他の危険な道具	
1	317 回転式拳銃	1	角型鉄材 Winkelisen
2	3 MG 拳銃	4	旗竿
3	34 軍用小銃	16	スパナ
4	2 軍用小銃（旧式）	1	槍
5	1 銃剣 Bajonett	3	鉄棒
6	16 カービン銃	3	ドアの取っ手
7	7 猟銃	8	自転車用スパナ
8	9 テシング（小口径銃）	5	自転車用鎖
9	3 携帯用テシング	4	渦巻ばね Spiralfeder
10	3 フローベール銃 Flobertbüchsen	2	短剣 Stilet
11	16 銃剣 Seitengewehre	1	鉄製の矢
12	5 剣 Degen	1	手万力
13	66 威嚇射撃拳銃	1	はさみ
14	1 ガス拳銃	3	渦巻ばね
15	361 短刀、ナイフなど	3	チェーン錠 Kettenschlösser
16	299 殺し棒、拳銃および鉄製鞭	1	鉄針 Eisendorn
17	201 ゴム製棍棒およびゴムホース	2	帯革用バックル Leibriemenschlösser
18	19 牛皮製の鞭	1	旗の先端部
19	106 散歩用ステッキ	4	ベンチ
20	15 鋤	B. 弾薬類	
21	6 ハンマー	1	2544 実包類
22	2 手斧	2	13 ダムダム弾
23	77 棍棒	3	1 雷管が入った箱（雷管の数は不明）
24	33 肩ベルト、皮ベルト	4	2 バイロライト爆薬が入った包み
25	9 犬用および乗馬用の鞭	5	1 実包が入った箱（実包の数は不明）
		6	11 実包入り弾倉

GStA, Rep. 77, Tit. 4043, Nr. 300, Bl. 423 より作成。

多量かつ多様であったことが明らかになってくる。次に、武器の押収についての個別の事例を見てみたい。卷末の表6は、史料で確認できたプロイセン州内およびベルリンで警察が多数の武器を押収した事件の一例である。もとより、これがすべての事例ではなく、あくまでサンブルの域を

出ないが、ここでも武器の押収の日常化や武器（特に銃器）の市中氾濫を確認できる。この六五件のうち、ナチスが三七件、共産党が二九件で関わっており、両者でほぼすべての事例を占めている。以下では、武器の発見・押収の状況を大きく三つに分けていくつかの事例を確認したい。

第一に、集会やデモ行進の際に警察が参加者に対して行った武器検査の結果であり、街頭での暴力が活発化する以前の一九二〇年代後半に多い（八件）。例えば、一九二七年五月四日のベルリンでのナチスの集会（約二六〇〇名参加）の後の武器検査では銃器や様々な刀剣・打撃武器三八点が発見されている（表6の通し番号2、以下番号のみ表示）。

一九三〇年一月一日にベルリンのフリードリヒスハインで開催された共産党の集会では、さらに多数の武器・銃弾が発見され、銃器一二点の中には二丁の自動小銃も含まれていた[13]。この二週間ほど後に同じくフリードリヒスハインで開催されたナチスの集会は参加者約一四〇〇名のうち共産党員が八〇〇名を占めるという状況であったが、警察は拳銃一九個など多数の刀剣・打撃武器を押収している[15]。

第二に、政敵への襲撃や敵対者どうしの衝突の後の武器検査の結果、あるいはその後の捜査の結果である（二三件）。表6の最初の事例もこれに該当するが、ナチスの行進に共産党員や国旗団員が随行してそのまま乱闘になり、未確認ながらナチス側からの発砲も報告されている。ここで押収された武器はナチス側からの発見物であるが、共産党側も銃や手榴弾

を携行していたとされている「1」。かなり後であるが、一九三二年一月六日にベルリン・シュパンダウでナチスが社会民主党員を襲撃・負傷させた事件では、ナチス側が逃走時に使用した乗用車二台の中から拳銃二丁などが発見されている〔63〕。また、犯行現場に多数の武器が残されて押収されるケースもあった。例えば、一九三二年九月二四日にベルリン北郊のオラニエンブルクの共産党酒場をナチスが発砲した際、発砲現場には多数の打撃武器が残されていた〔34〕。同年一〇月一九日にベルリン・ミッテのナチスの酒場に向けて共産党が銃撃した際には、現場に三丁の拳銃や弾倉・銃弾が多数残され、現場近くで逮捕された共産党員二名からも拳銃が発見されている〔35〕。一九三三年六月二三日にベルリン・リヒテンベルクで共産党とナチスの銃撃戦が発生したが、駆け付けた警官が付近を調べたところ、拳銃四丁や弾倉四個、銃弾二三発、空薬莖六個などが現場に落ちていた〔51〕。さらに、襲撃した犯人が逃走中に武器を投げ捨てるケースもあった。一九三一年一月九日、ベルリン・ミッテで共産党の酒場を見張っていたナチ党員が警官から逃走する途中で投げ捨てたトランクケースの中には拳銃三丁と実弾二八発が入っていた〔36〕。一九三二年三月四日にはベルリン・シャルロットテンブルクでナチスとの衝突後に逃走する共産党員が公園で小型拳銃一丁、ナイフ三本などを投げ捨てている〔42〕。

第三に、家宅捜索によって武器が発見されるケースであり、これが最も多い（四三件）。その中でも多いのが個人宅での武

器の発見である。一九三二年六月二〇日にデュッセルドルフで発生した警官への発砲事件で、翌二一日に行われた容疑者の共産党員の婚約者宅への家宅捜索で三階の倉庫部屋から銃器五丁と銃弾八七発が見つかっている〔50〕。また、一九三二年七月一日に発生したナチス・S Aへの共産党員による銃撃殺害事件を受けて、五日に事件現場付近で実施された家宅捜索では銃撃とは無関係の共産党員宅から拳銃二丁や銃弾二九発、棍棒や拳銃などの打撃武器が押収されている〔53〕。機関銃が発見される事例もあり、一九三二年一〇月一四日にハノーファーで共産党と関係があるとされる商人宅の屋根裏から重機関銃一丁と銃弾一七五〇発が見つかり〔62〕、同年一月二九日にはベルリンから北西へ約一〇〇キロに位置するパート・ヴィルスナックでは、S A中隊長宅で軽機関銃一丁のほかに小銃三丁、カービン銃二丁、拳銃三丁、銃弾九〇〇発、手榴弾二個など多数の武器が発見されている〔64〕。

個人宅とともに特徴的なのが、政治的酒場での武器の発見である。P・スウェットは酒場の政治的機能の一つとして「武器の隠匿場所」を挙げているが、この表中の酒場の多さ（一三件）はそのことを物語っていると言えよう。すでに一九二八年一月三日にはデュイスブルク郊外のディンスラーケン(80)の共産党酒場でカービン銃二丁に加えて一七五個もの柄つき手榴弾が押収されているが、多くはかなり錆びて使用できない状態だった〔8〕。一九三〇年一月九日にはベルリン・クロイツベルクの共産党の常連酒場で拳銃三丁、拳銃や「殺し棒

Totschläger」（棍棒の一種）など多数の打撃武器が発見されたかと思えば「12」、その三か月後の四月二二日にはベルリン・テールゲルの突撃隊酒場で拳銃一丁、短刀一本の他に拳銃一個とゴム製棍棒二本が押収されている「18」。さらに、一九三二年七月一三日にはベルリン・カールスホルストのナチスの常連酒場と同じ建物内の小部屋から拳銃七丁などが発見されたが、すべての拳銃には銃弾が装填されていた。さらに、この酒場内でも小口径拳銃やガス銃、棍棒が見つかり、その後、店主の自宅からも銃剣や実弾二五発が押収されている「54」。政治的酒場はこうした武器の隠匿・保管場所のみならず、政敵への攻撃の「基地」としても機能しており、ワイマル共和国末期には当局がこれを重点的に取り締まり、場合によっては閉鎖措置を講じることもあった。⁽⁸⁾

家宅搜索のもう一つのターゲットが、ナチス突撃隊の「SAハイム SA-Heim」であり、こちらは一〇件となっている。SAハイムとは一九三〇年ごろからドイツ各地に設置されたSAの宿泊施設であり、とりわけ失業中のSA隊員はここで安価な食事や寝場所を手に入れ、日がな一日を過ごし、場合によっては臨時の仕事の斡旋も受けることができた。

一九三二年一月五日付のシュレジエン地方リークニッツの行政報告は、グロガウのSAハイムについて次のように述べている。「建物は地下、地階、屋階から構成されている。地下にはSA調理室、見張り部屋 Wachraum、四つの小貯蔵室があり、地階には大きなラウンジ一室と二つの部屋（読書室や

書斎）がある。上階には三部屋あり、軍隊用ベッドが備え付けられている。屋階には二つの部屋があり、旅行中のSA隊員が宿泊できる。地階は日中はラウンジや食事をとるために使われている。上階では二五名を夜間に収容できる。ハイムを一時的にだけ訪れるSA隊員の数はかなりのものである。

SA調理室からは毎日五〇名以上の食事が提供されている。SAハイムでは、さらに指揮官と六〜八名の規模の恒常的な見張りが置かれている⁽⁹⁾。また、同じくシュレジエン地方ヤウアー Taurer のSAハイムに関しては、次のように報告されている。「ヤウアーに設立されたSAハイムは：失業したSA隊員やナチ党員、特に公的資金からまったく、あるいはごくわずかしかな支援金を受け取れない者、両親や他の家族から支援を受けられない者、そしてもはや寝場所の代金を支払うことができない者の宿として使われている。さらに、旅行中の党員には希望に応じて宿や食事の提供が保証されている。ハイムは大きな寝室ならびに居間、料理室、SA指導部が事務所で使用している小部屋から構成されている。（ハイムには）一二室のベッドが設置されている。現在、このSAハイムでは六名の地元のSA隊員が生活しており、さらに六名の転入が見込まれる⁽¹⁰⁾」。

こうした福祉施設としての役割以上に重要だったのが、SAハイムの「兵営」としての機能であり、武器の隠匿・保管場所としての機能であった。表6によると、マゲデブルクのカイザー・フリードリヒ通りのSAハイムでは一九三一年八

月一日に警察の家宅搜索が実施され、銃器三丁のほかにも多数の刀剣・打撃武器が発見されている〔27〕。その中には台所ナイフや肉用ナイフも含まれていたが、現地の行政当局がプロイセン内務省に宛てた文書では「これらのナイフが調理場ではなく、寝室にあり、それどころか一部はベッドやキャビネットの後ろに隠されていた」ことを明らかにしている。

行政当局は「こうした危険な武器が、特に政治的に過激な組織の手で蓄積されていることは、公共の安全や秩序にとって著しい危険である」点を強調し、「この理由から、S Aハイムの：さらなる存続を容認することはできない」としてこの施設の閉鎖に踏み切っている。同年九月四日にデュッセルドルフで発生したナチスと共産党の間の多数の衝突を受けて実施されたS Aハイムへの家宅搜索では、内部の「武器庫」から回転式拳銃三丁や多数の刀剣・打撃武器が押収されている。〔32〕。さらに一九三二年八月二日の行政報告によると、シュレジェン地方オッペルンのS Aハイムでは重機関銃までが押収されている〔58〕。こうした武器の隠匿を含めて、S Aハイムは軍事訓練を行い、軍隊の規律が貫徹された「兵営」であり、「ナチスの攻撃のインフラ的後ろ盾」であった。

ライヒャルトはこのS Aハイムがもつ「軍隊的特徴」と「福祉救護の性格」の二面性を指摘し、それを「統制と社交」、「訓練と物質的依存」が結合した「社会福祉的ミリタリズム」と呼んでいる。S A隊員にとってS Aハイムは「生活の中心」であり、共同生活をする仲間が「代理家族」であったが、同

時にS Aハイムは隊員を規律化するための場所でもあった。

この点について、プロイセン内務省も以下のように述べている。「内政状況の尖鋭化に伴い、ナチスは、すでに早くから存在していたS Aの「常連酒場」と並んで、各地に特別な拠点、いわゆる「S Aハイム」を設置するようになった。兵営のようにベッド、ロッカー、炊事設備を備え、歩哨が警備する空間には、かなり多数の（個々の場合で五〇名まで）失業中のS A隊員が宿泊している。党の任務上、社会福祉施設にカムフラージュされて、この「兵営」が示しているのはS Aの軍隊化へのさらなる一歩である。その戦術的目標は兵力の恒常的な召集準備である」。S Aの武装化がかなり進んでいたことは、表6の記載事例の他に、一九三〇年一月二日にS A隊員約三〇〇名が「宿営」していたニードーシュレジェンのヤシユコヴィッツ城への家宅搜索の記録からも明らかになってくる。この搜索により、宿営地の城内ではS Aが持ち込んだ小銃・カービン銃・拳銃などの銃器三三三点、刀剣武器七六点、打撃武器四八八点、銃弾約八五〇発が押収されている。表6に関して、この他にも二〇〇〇発以上（場合によっては六〇〇〇発以上）の銃弾が見つかった事例や一〇丁以上の銃器が一度に押収された事例も散見され、そうした事例が氷山の一角に過ぎなかったと考えれば、ワイマル期のドイツ社会にはそれこそ「無数」の武器が拡散していたと言っても過言ではないだろう。

おわりに

ワイマル共和国における「国家による暴力独占」の不完全さはそのまま国家による「武器の独占」の不完全さと重なり合っており、武器の市中氾濫は第一次世界大戦や革命に伴う混乱の影響が残る共和国前期のみならず、中期以降も続いていた。本稿はこの点に注目し、これまでの研究で等閑視されてきた一九二四年以降の党派対立型暴力における武器の氾濫状況を明らかにしてきた。少々大げさに言えば、ワイマル共和国では政治的街頭闘争に参加する者は誰でも武器を手に入ることができる状況であった。その問題は、比較的簡単に入手できる刀剣・打撃武器がパラミリタリー組織のメンバーにとつて携行必需品となっただけでなく、銃器や爆発物へのアクセスが容易だった点であり、拳銃から小銃やカービン銃、ひいては機関銃や手榴弾までが次々と押収される状況からは、武器の広がり深刻さが浮かび上がってくる。ワイマル共和国の社会が絶えず政治的暴力に悩まされることになった背景には間違いなくこの武器の氾濫と使用の常態化があり、こうした状況が結果をより悲惨なものにしていた。

エンツマンが言うように、社会の中で発生しうる暴力から市民を保護することが近代国家の中核的な任務であるならば、国家による暴力独占は近代国家にとって不可欠な条件となる。しかし、理論上はともかく、現実的には国家は暴力を完全に独占することはできず、社会秩序は絶えず非国家的ア

クターによる挑戦を受けることになるのであり、国家権力が暴力に対する十分な抑止機能を持ちえないならば、政治的な紛争解決の日常的な形態として常に暴力が立ち上がってくることになる⁹³。この状況は、ワイマル共和国において国家を危機に陥れる具体的で切迫した問題として存在することになった。ハウプトは南米を事例に「国家の樹立以前に存在していた暴力文化 *Gewaltkultur* を抑え込み、それを形成される近代国家へと統合すること…に成功しなければ：暴力が日常的儀礼や日常のコミュニケーションの一部として受容される社会が形成されうる」と述べているが、この指摘はそのままワイマル共和国の状況も説明していると言えるだろう。国家による暴力独占が不十分な状況下で、異質で多様な政治的立場やイデオロギーの存在と、第一次世界大戦や革命・反革命の対立の中での暴力経験が結び付いた結果、ワイマル共和国では政治的対立を暴力で解消しようとする傾向が一種の政治文化として根づくことになった。その際、武器の氾濫がこうした政治的暴力を助長する一方で、政治的暴力の活発化が武器の入手と使用を頻繁化させるといふ負のスパイラルが生じ、共和国末期には国家が私人による暴力の行使を暴力で抑え込もうとする光景が日常化していったのである。

註(一) Bessel, Richard, *Political Violence and the Rise of Nazism: the*

Storm Troopers in Eastern Germany 1925-1934, New Haven/

- London 1984, p.76. 「政治的な階層を越えた諸政党は、集会を
防衛するための一団を組織する必要を感じ、多数の人びとが
ワイマル共和国が崩壊していくにつれて、政治的な衝突で殺
害され、数百人が負傷した。暴力はドイツの政治の遍在的な
特徴となったのである」(Ders. *Violence: A Modern Obsession*,
London/New York/Sydney/Toronto/New Delhi 2015, p.111)。
- (2) Schulz, Petra Maria, *Ästhetisierung von Gewalt in der Weimarer
Republik*, Münster 2004, S.12.
- (3) Ebenda, S.15.
- (4) Ebenda, S.10.
- (5) ワイマル共和国の政治的暴力の研究史については、拙稿「ワ
イマル共和国中・後期における政治的暴力に関する研究の現
状」『鳴門教育大学研究紀要』第三四巻、二〇一九年を参照。
- (6) 「近代国家は「合法的な物理的暴力行為」を要求すること
で出現する。それにより、あらゆる公共的観点での法を通じ
て私人による暴力行使を禁止し、それを訴追する」(Haupt,
Heinz-Gerhard, *Gewalt und Politik in Europa des 19. und 20.
Jahrhunderts*, Göttingen 2012, S.36)。
- (7) D・グリム(大森貴弘訳)「暴力の国家独占」『比較法学』
四〇巻三号、二〇〇七年、一一八頁。同様に、岡田は「原則
として国内における暴力の正当な行使は国家が独占し、私人
による暴力は禁止されている」状態と規定している(岡田健
一郎「戦後ドイツ公法学における「暴力独占論」について―国
家による安全」を考えるために)『一橋法学』一〇巻三号、
二〇一一年、二〇八頁)。
- (8) 「私的暴力は原理的に(すなわち、特定の例外を除いて)
正当化されない。それは公権力の対象となる。公権力は暴
力行使を抑圧する」(グリム、前掲論文、一一七頁)。
- (9) この点について、岡田は「近代国家において、個人は原則
として自力救済を放棄するのと引き換えに国家による権利保
護を受けることになった」と指摘し(岡田、前掲論文、
二四三頁)、シユラウトは「政府への暴力独占の移譲によっ
てまず想起されるのは、暴力を用いる権利の主張を市民が放
棄する(カビである」(Schratt, Sylvia, *Terrorismus und politische
Gewalt*, Göttingen 2018, S.67)「グリムも「暴力独占は私人か
ら暴力行使のための権利を取り除き、それを国家に移譲する」
と述べている(グリム、前掲論文、一三〇頁)。
- (10) Schratt, a.a.O., S.68. 「トーマス・ホフブスからユルゲン・ハー
バーマースに至るまで強調されてきたのは、市民的・ブルジョ
アの生活は物理的な脅迫に対して市民を保護することなくし
て不可能であり、リヴァイアサン国家によって情報交換と利
益実現の場としての社会を恣意的な侵害や干渉から保護する
機関が必要であることである」(Haupt, a.a.O., S.35)。
- (11) Schulz, a.a.O., S.10.
- (12) Schratt, a.a.O., S.16.
- (13) グリム、前掲論文、一三四頁。
- (14) Reemtsma, Jan Philipp, *Gewalt: Monopol, Delegation,
Partizipation*, in: Heitneyer, Wilhelm/ Soeffner, Hans-Georg (Hrsg.),
Gewalt: Entwicklungen, Strukturen, Analyseprobleme, Frankfurt a.M.
2004, S.349.
- (15) Reichardt, Sven, *Civility, Violence and Civil Society*, in: Keane,
John (ed.), *Civil Society: Berlin Perspectives*, New York/ Oxford
2006, p.149. Vgl. Haupt, a.a.O., S.38.
- (16) グリム、前掲論文、一三五頁。
- (17) Eppler, Ehard, *Vom Gewalmonopol zum Gewaltmarkt?: Die
Privatisierung und Kommerzialisierung der Gewalt*, Frankfurt a.M.

- 2002, S.21. エップラーは二〇世紀を「国家による暴力の世紀」と呼び、それは「異論のほとんどない国家による暴力独占の世紀」であったと指摘している。シュラウトによると、国家による暴力独占は一方では国民に対する権力の源泉となり、他方では国家内の平和を作り、紛争の解決手段として国民が暴力を放棄する意味で「文明的な変化」を特徴づけるという (Schraut, a.a.O., S.67)。
- (18) クリム、前掲論文、一二七および一三〇頁。「暴力行使を完全に放棄することができるほどの正当性を享受するような国家は存在しない。暴力は最終的には暴力的にのみ抑圧される」(同上論文、一三四頁)。
- (19) Enzmann, Brigitt, Politische Gewalt: Formen, Hintergründe, Überwindbarkeit, in: Dies. (Hrsg.), *Handbuch Politische Gewalt: Formen, Ursachen, Legitimation, Begrenzung*, Wiesbaden, 2013, S.58.
- (20) Ebenda, S.60.
- (21) Reichardt, op.cit., p.151.
- (22) クリム、前掲論文、一二八頁。
- (23) Reichardt, op.cit., pp.158-159.
- (24) Schraut, a.a.O., S.66f.
- (25) Ebenda, S.115.
- (26) Schumann, Dirk, Gewalt als Grenzüberschreitung: Überlegungen zur Sozialgeschichte der Gewalt im 19. und 20. Jahrhundert, in: *Archiv für Sozialgeschichte*, 37 (1997), S.373
- (27) N・エリアス (M・シュレーダー編、青木隆嘉訳) 『ドイツ人論—文明化と暴力』法政大学出版社、一九九六年、二五八頁。エリアスはその具体例として、「共産主義者集団の暴力による脅迫が「ファッショ的」集団の暴力を呼び起こしそれを強め、逆に「ファッショ的」集団の暴力による脅迫が共産主義者集
- 団の暴力を呼び起こしそれを強めるダブルバインドの過程」を挙げている (同上書、二六〇頁)。奥村隆『エリアス・暴力への問い』勁草書房、二〇〇一年、二四七頁以下も参照。
- (28) Enzmann, a.a.O., S.60. ネットとクルーゲは、国家が暴力を使用すれば正当性が消失する可能性、逆に使用しなければ暴力による暴力抑止機能が減耗する可能性という「暴力独占にとつての絶望的なジレンマ」が生じると指摘する (Negt, Oskar / Kluge, Alexander, *Öffentlichkeit und Erfahrung: Zur Organisationsanalyse von bürgerlicher und proletarischer Öffentlichkeit*, Frankfurt a.M. 1972, S.126)。さらに、レームツプはこうして限界を超えてエスカレートする国家による暴力独占の延長線上に二〇世紀の大量殺害を見ている。彼によると、権利保障のために暴力は独占されるべきであるとするとホップズの基本思想は三五〇年かけて実行されてきたが、この一〇〇年のうちに本来の目標 (暴力の独占化による暴力の減少) は失敗に終わったという。「二〇世紀の前半が示したのは、リヴァイアサン国家が自然状態でありうるのと同じくらいか、それ以上の破壊性を生み出したことであった。二〇世紀を振り返って言えるのは、ホップズの希望は果たされず、彼の抱いた不安が理由のないことではなかったということである」 (Reemtsma, a.a.O., S.346)。
- (29) Schraut, a.a.O., S.129.
- (30) Schulz, a.a.O., S.11. 藤原辰史「暴力の行方—革命、義勇軍、ナチズムのはざままで」山室信一ほか編『現代の起点 第一次世界大戦第四巻—遺産』岩波書店、二〇一四年、五三頁も参照。
- (31) 星乃治彦「暴力・街頭・抵抗」田村栄子・星乃治彦編『ヴァイマル共和国の光芒—ナチズムと近代の相克』昭和堂、二〇〇七年、二五九頁。

(32) エリアス、前掲書、二六〇～二六六頁。

(33) Schaut, *aa.O.*, S.115.

(34) Ebenda, S.116. さらに彼女はこう続ける。「結局、国家の暴力独占を救い出そうとする試みはすべて効果のないままであった。政治的暴力の遍在にとつての基本的な前提条件は、すべての誠実な市民の従属は自動的に国家の権利であるという理念を徹底して空洞化させることであり、内政上の保護任務からの「国家の退却」であった」(Ebenda)。

(35) Haupt, *aa.O.*, S.44. シュルツはワイマル共和国初期の義勇軍「黒い国防軍 Schwarze Reichswehr」フェーメ殺人などを念頭に、政治的暴力の重要な特徴として「国家の暴力組織による暴力独占が非国家的な暴力組織の投入により補充・代用され、合法的暴力と非合法的暴力の違いがこの方法でばやけってしまったという事実」を挙げている (Schulz, *aa.O.*, S.12)。

(36) 「公権力は、武器の占有を統制しようと試みることはできない。しかし、公権力は、諸個人からその自然力も、特定状況では武器として使用できるすべての日常的客体も奪うことができるなら」(クリム、前掲論文、一二七頁)。

(37) Reichardt, Sven, Gewalt, Körper, Politik: Paradoxien in der deutschen Kulturgeschichte der Zwischenkriegszeit, in: Hardtwig, Wolfgang (Hrsg.), *Politische Kulturgeschichte der Zwischenkriegszeit 1918-1939*, Göttingen 2005, S.219f.

(38) Reichardt, Sven, Totalitäre Gewaltpolitik?: Überlegungen zum Verhältnis von nationalsozialistischer und kommunistischer Gewalt in der Weimarer Republik, in: Hardtwig, Wolfgang (Hrsg.), *Ordnungen in der Krise: Zur politischen Kulturgeschichte Deutschlands 1900-1933*, München 2007.

(39) Geheimnes Staatsarchiv Preussischer Kulturbesitz (GStA), Rep.77,

Tit.4043, Nr.122, Bl.260. この統計によると、一九三二年七月三十一日の国会選挙後には政治的暴力の件数が減少し、これに伴って死者数も八月には八名(ナチス一名、共産党二名、社会民主党・国旗団四名、その他一名)へと激減している。別の統計では、一九三二年七月のプロイセン全体の死者数が七五名(ナチス二〇名、共産党二六名、国旗団六名、その他二二名、警官一名)、八月が九名、九月はデータ欠損、一〇月が一〇名、十一月が四名、十二月が三名となっており、ナチ政権成立後の一九三三年二月が再び増加して四四名となっている (GStA, Rep.77, Tit.4043, Nr.126, Bl.346)。さらに、もう一つの統計によると、一九三二年七月二日から三十一日までの一日間のプロイセンにおける政治的暴力の発生件数が三二七件、死者数二四名、負傷者数二八五名であるのに対して、八月で発生件数一六六件、死者数九名、負傷者数九三名、九月で発生件数三〇四名、死者一名、負傷者数二八二名、一〇月で発生件数三四〇件、死者数一三名、負傷者数四〇六名となっており (GStA, Rep.77, Tit.4043, Nr.126, Bl.1, 102, 171)。こうした警察の統計は文書によって数値にはばらつきがあるものの、一貫して一九三二年七月に政治的暴力がピークに達したことを示している。

(40) 同様に、ベルリンでは一九二八年一月から一九三二年二月までに四名の警察官が殺害され、一四七名が負傷している (GStA, Rep.77, Tit.4043, Nr.122, Bl.132-137, 215)。表2から明らかであるが、警官の「被害」の多くのケースでの容疑者は共産党員であった。これは、ナチスが公権力(警察)への攻撃を回避する傾向にあったのに対して、共産党はとりわけ一九二九年五月の「血のメーデー」後、警察への攻撃のため現

- 場の警察官には地方出身者の保守的な者が多く、共産主義に對する憎しみや嫌悪感が強かったことも警察の共産黨に對する厳しい取り締まりの一因であったと言われている。拙稿「ワイマル共和国相對的安定期のベルリンにおける政治的暴力とナチズム」『史學研究』二八七号、二〇一五年、一三頁参照。
- (41) *GSIA*, Rep. 77, Tit. 4043, Nr. 121, Bl. 661-664.
- (42) Gesetz zum Schutze der Republik v. 21.7.1922, in: *Reichsgesetzblatt (RGBl.)* v. 23.7.1922, S. 585ff.
- (43) Gesetz über Schusswaffen und Munition v. 12.4.1928, in: *RGBl.* v. 20.4.1928, S. 143ff. ドイツにおける現在までの銃器の取り締まりについては、岡田健一郎「ドイツの銃規制（武器法）に関する基本権保護義務と憲法異議、そして「国家の暴力独占」」『高知論叢（社会科学）』第一〇九号、二〇一四年参照。
- (44) Landesarchiv Berlin (LAB), A. Pr. Br. Rep. 358-01, Nr. 2519)。
この事件は一九三〇年九月一日深夜、ベルリン北部のヴィッテナウでナチ黨員二名が多数の共産黨員に襲われて自宅に逃げ込んだ後、バルコニーから共産黨員がいた方向に向けてライフルを二発発砲し、その一発が無関係の労働者に命中して死亡させたものであり、この裁判の被告はライフルを発砲したナチ黨員一名である。
- (45) Verordnung des Reichspräsidenten zur Bekämpfung politischer Ausschreitungen v. 28.3.1931, in: *RGBl.* v. 28.3.1931, S. 79ff., Dritte Verordnung des Reichspräsidenten zur Sicherung von Wirtschaft und Finanzen und zur Bekämpfung politischer Ausschreitungen v. 6.10.1931, in: *RGBl.* v. 7.10.1931, S. 537ff., Vierte Verordnung des Reichspräsidenten zur Sicherung von Wirtschaft und Finanzen und zur Schutze inneren Friedens v. 8.12.1931, in: *RGBl.* v. 9.12.1931, S. 699ff., Verordnung des Reichspräsidenten gegen politische Ausschreitungen v. 14.6.1932, in: *RGBl.* v. 16.6.1932, S. 297ff., Verordnung des Reichspräsidenten gegen politischen Terror v. 9.8.1932, in: *RGBl.* v. 9.8.1932, S. 403ff.
- (46) ②においては、「国家を危険にさらす行為のための集合場所」(暴力行為の起点・拠点になる場所、違法印刷物を作成・保管する場所、禁止行為を行う多数の者が寝泊まりする場所)にある武器の押収も規定されている。
- (47) LAB, A. Pr. Br. Rep. 030, Nr. 7606, Bl. 265.
- (48) *GSIA*, Rep. 77, Tit. 4043, Nr. 119, Bl. 12f.
- (49) *GSIA*, Rep. 77, Tit. 4043, Nr. 119, Bl. 10f.
- (50) 一九三二年七月五日深夜にベルリンで SA 隊員が民家に向けて拳銃を発砲した事件の判決文は以下のように述べて、法律による銃規制が守られていないことを強調している。「無許可の武器所有は公共の治安にとつては深刻かつ重大な危険である。この危険は、もし武器を携帯している者が今回のケースのように過激な政党組織に所属している場合には、高まることになる。法による武器の禁止は、これまでよりも厳しい刑罰が布告されたにもかかわらず、再三にわたり違反されてくる」(LAB, A. Pr. Br. Rep. 358-01, Nr. 1887)。
- (51) LAB, A. Pr. Br. Rep. 030, Nr. 7545, Bl. 129.
- (52) LAB, A. Pr. Br. Rep. 358-01, Nr. 147. この事件は一九三〇年八月六日、ベルリンでナチスの常連酒場に向かつていたナチ黨員一〇数名がほぼ同数の共産黨員の集団に襲撃を受け、発砲によりナチ黨員一名が腕を負傷したものである。
- (53) LAB, A. Pr. Br. Rep. 358-01, Nr. 2348. この事件は一九三一年一月一日にベルリンのある酒場内でナチ黨員と共産黨員が口論になり、ナチ黨員一名が拳銃を発砲して共産黨員一名を負傷したものである。

- (54) GSIA, Rep. 77, Tit. 4043, Nr. 300, Bl. 326.
- (55) LAB, A. Pr. Br. Rep. 030, Nr. 7606, Bl. 361.
- (56) 拙稿「一九三〇年代初頭のベルリンにおける政治的街頭闘争」『史学研究』二八二号、二〇一三年、四四～四五頁に掲載されている一覧表を参照。
- (57) LAB, A. Pr. Br. Rep. 030, Nr. 7606, Bl. 447. 八月一日午前八時から翌二日午前八時の時間帯でも銃撃二件を含む乱闘六件、広告柱への放火三件、不法なポスター貼り一件が発生し、二名が負傷、三九名が連行され、拳銃二丁と刀剣類五点が押収されているが、この日も「平穏に経過した」と記されている(LAB, A. Pr. Br. Rep. 030, Nr. 7606, Bl. 451)。
- (58) これより前になるが、一九三一年二月二日にベルリンのノイケルンで発生した多数の共産党員とナチ党員の乱闘の判決文(被告は攻撃を仕掛けた共産党員)には「敵対する党員間で今日の政治闘争ではおなじみの武器(拳銃、ナイフなど)を用いた乱闘が発生した(傍点部は引用者)との一文があり、こうした武器が乱闘時には常用されていたことがうかがわれ(LAB, A. Pr. Br. Rep. 358-01, Nr. 158)。
- (59) GSIA, Rep. 77, Tit. 4043, Nr. 437, Bl. 48.
- (60) GSIA, Rep. 77, Tit. 4043, Nr. 441, Bl. 41.
- (61) Denkschrift über Kampf Vorbereitung und Kampfgrundsätze radikaler Organisationen, GSIA, Rep. 77, Tit. 4043, Nr. 311, Bl. 287ff. この報告書は全八二頁で、第一部で共産党を中心とした左翼急進派、第二部でナチスを取り上げて組織や思想に関する分析が行われており、その中でそれぞれの「武装 Bewaffnung」や「装備 Ausrüstung」について記述されている。
- (62) SA の命令では、以下の文言がある。「党の命令により、制服を着て何らかの打撃・刀剣・殴打・射撃用武器を携行する」
- (63) とは禁止されている。緊急時の SA 隊員の唯一の武器は拳であり、自らの身体的優秀を以て(Anweisungen für Sportabteilung (SA) der NSDAP, LAB, A. Pr. Br. Rep. 358-01, Nr. 2634)。
- (64) Eine kurze zusammenfassende Übersicht von hetzend und aufreizend wirkenden Aussprüchen nationalsozialistischer Führer und der von Angehörigen der Nationalsozialistischen Deutschen Arbeiterpartei begangenen Gewalttätigkeiten und Ausschreitungen der letzten Zeit (1929?), GSIA, Rep. 77, Tit. 4043, Nr. 297, Bl. 53ff., hier 57 u. 62.
- (65) GSIA, Rep. 77, Tit. 4043, Nr. 311, Bl. 322.
- (66) Denkschrift über die NSDAP gefertigt im Febr. 1932 im Preuß. Ministerium des Innern (II 1420 a/1336 v. 16.4.32), S. 166ff. 筆者はこの報告書をかかって六月一七日通りのエルンスト・ロイターハウスにあった「ベルリン市政府図書館 Senatsbibliothek Berlin」で一九九七年に閲覧・入手した(請求記号 75/3727)。
- (67) GSIA, Rep. 77, Tit. 4043, Nr. 225, Bl. 151. これはプロイセン内務省情報収集局が赤色大衆自警団の文書を秘密裏に入手し、一九三二年九月一日付で関係各所に通知した文書である。
- (68) Denkschrift über die NSDAP, S. 158f. 同報告書では、一九三一年一月にデッサウの SA でも七一式軍用小銃を用いた銃器の講習が行われたことをアンホルトの警察当局が確認したと紹介されている。
- (69) GSIA, Rep. 77, Tit. 4043, Nr. 445, Bl. 9 u. 12. この事件を受けてベルリン保安警察司令部も「明らかに共産党の連中は大規模に携帯火器を所持している」とみなしていた(LAB, A. Pr. Br. Rep. 030, Nr. 7600, Bl. 119)。
- (70) GSIA, Rep. 77, Tit. 4043, Nr. 311, Bl. 301. 「自動小銃は街頭闘争

には特に適しているとみなされており、その入手が非常に重要視されている」。

- (71) *GSIA, Rep. 77, Tit. 4043, Nr. 445, Bl. 21 f.* ナチスに関しては何らかの武器入手ルートがあったためか、窃盗の事例はほとんど残されていない。唯一確認できたのは、一九三二年一月一九日深夜にシュレースヴィヒ地方ベトラウ *Pötrau* という町の在郷軍人会の武器保管庫にメルン *Mölln* の SA 隊員が侵入し銃八丁を盗み出した事件である。この後、容疑者の SA 隊員の自宅捜索でミルス手榴弾三個、雷管二本、銃剣一本が押収されている (*GSIA, Rep. 77, Tit. 4043, Nr. 445, Bl. 41*)。なお、一九三〇年二月八日付のヴェストファーレン州長官の報告書は、ポーム周辺に武器店主たちの証言から「最近、拳銃用の銃弾の需要が著しく増大している」ことを確認しており、「ある武器店では毎日三〇人ぐらいたいては怪しげな人物が銃弾を購入するために来店し、銃弾取得許可証の提示を求めると、信用できない情報を提供している」と報告しており、この件について警察が捜査を行っていると述べている (*GSIA, Rep. 77, Tit. 4043, Nr. 445, Bl. 20*)。正規の武器店での購入は銃器法が規定する許可証を必要としたため、かなり困難だったことがうかがえる。

- (72) *GSIA, Rep. 77, Tit. 4043, Nr. 445, Bl. 25.*

- (73) *GSIA, Rep. 77, Tit. 4043, Nr. 311, Bl. 302.* *von* 一九三一年一月二四日には、ベルリン・テンベルホーフの共産党幹部のゲーデンハウスから約一〇〇キログラムの爆発物、三〇〇〇個の雷管と点火装置、四七本の撃発信管、多数の導火線と導線のロール、手製のミルス手榴弾や柄つき手榴弾、さらに軍用の爆発物指示書、接近戦任務に関する特殊文献、ドイツの爆薬工場一覧が押収されている。逮捕された共産党

幹部は、この数か月うちに爆薬の入手や加工に従事し、そのためにひと月に三〇〇マルクを受け取っていたことを認め *von* (*Ebenda*)。

- (74) *GSIA, Rep. 77, Tit. 4043, Nr. 207, Bl. 524.* の他にも、一九二八年にドレスデン郊外のライヒェンベルクに住む共産党員の労働者宅から発見された銃器四丁、銃剣一本、実弾五〇〇発以上に関して、ザクセン内務省はラインラントから持ち込まれたとの見方を示しているが、これらがラインラント地域での何らかの軍事的行動と関連したもののなかどうか詳細は明らかによくない (*GSIA, Rep. 77, Tit. 4043, Nr. 436, Bl. 51*)。

- (75) *GSIA, Rep. 77, Tit. 4043, Nr. 437, Bl. 7.*

- (76) *GSIA, Rep. 77, Tit. 4043, Nr. 440, Bl. 11.*

- (77) *GSIA, Rep. 77, Tit. 4043, Nr. 442, Bl. 33.*

- (78) *GSIA, Rep. 77, Tit. 4043, Nr. 443, Bl. 22.*

- (79) *GSIA, Rep. 77, Tit. 4043, Nr. 119, Bl. 343.*

- (80) *Swelt, Pamela E., Neighbors and Enemies: The Culture of Radicalism in Berlin, 1929-1933, Cambridge 2004, p. 254.*

- (81) ワイマル共和国末期の政治的酒場と暴力については、拙稿「一九三〇年代初頭のベルリンにおける政治的酒場」『鳴門教育大学研究紀要』第三五巻、二〇二〇年および同「ワイマル共和国後期のベルリンにおける酒場と政治的暴力」『史学研究』三〇五号、二〇二〇年を参照。

- (82) *GSIA, Rep. 77, Tit. 4043, Nr. 314, Bl. 1.*

- (83) *Ebenda, ベルリン・ミッテのエルバーフェルト通りにあった SA ハイムは給食室と寝室から構成され、毎日三〇〜四〇名分の昼食が提供され、寝室には一〇床のベッドが設置されていた (LAB. A. Pr. Bt. Rep. 030, Nr. 7604, Bl. 54 u. 58).*

- (84) *GSIA, Rep. 77, Tit. 4043, Nr. 314, Bl. 59.* 同文書は *von* の SA ハイ

ムの様子を次のように伝えている。「S Aハイムは簡易寝台とそれに付属するキャビネットを備えていた。門の入り口には、常時見張りが立ち、場合によっては二名の見張りであった。常に約三〇名の失業中のS A隊員が滞在し、そこで宿泊もしていた。…食事の提供には、約二五〇名のナチ党員が参加した。宿泊や食事には費用負担義務があった」。

- (85) GSA, Rep. 77, Tit. 4043, Nr. 314, Bl. 76. 別の文書は「国家敵対的な組織のメンバーがこのように兵営のような共同生活を送ることは、公共の安全や秩序にとって著しい危険である」と述べづる (GSA, Rep. 77, Tit. 4043, Nr. 314, Bl. 69)。

- (86) Schmiechen-Ackermann, Detlef, *Nationalsozialismus und Arbeitermilieus: Der nationalsozialistische Angriff auf die proletarischen Wohnquartiere und die Reaktion in den sozialistischen Vereinen*, Bonn 1998, S. 380.

- (87) Reichardt, Sven, *Faschistische Kampfbünde: Gewalt und Gemeinschaft im italienischen Squadrismus und in der deutschen SA*, Köln/Weimar/Wien 2002, S. 469.

- (88) Ders., *Vergemeinschaftung durch Gewalt: Der SA-„Mördersturm 33“ in Berlin-Charlottenburg*, in: Hördler, Stefan (Hrsg.), *SA-Terror als Herrschaftssicherung: „Körperlicher Blutwoche“ und öffentliche Gewalt im Nationalsozialismus*, Berlin 2013, S. 125f.

- (89) Ders., *Faschistische Kampfbünde*, S. 472f. A・ヴィルシングはS AハイムをS Aの酒場と合わせて「特殊なサブカルチャー」と呼び、S Aの「社会的・コミュニケーション的な内部世界」であり、失業中の隊員にとっての「代理の我が家」であった。A. J. 158 (Wirsching, Andreas, *Im Melkrieg zum Bürgerkrieg?: Politischer Extremismus in Deutschland und Frankreich 1918-1933/39: Berlin und Paris im Vergleich*, München 1999, S. 457)。

- (90) Denkschrift über Kampfvorbereitung und Kampfgrundsätze radikaler Organisationen, GSA, Rep. 77, Tit. 4043, Nr. 311, Bl. 327.

- (91) *Denkschrift über die ASDAP*, S. 166.

- (92) なお、武器の入手方法については、本稿で取り上げたわずかな史料からの推測にとどまるが、共産党とナチスの間には相違があったと思われる。共産党の場合、武器店や武器庫、あるいは爆発物が保管される炭鉱や採石場などへの侵入と盗難を繰り返していた点を見ると、党としてまとまった武器の入手や配布が十分ではなかったという印象を受けるが、ナチス側の武器の入手については警察の捜査資料にほとんど上がっていない。ナチスと共産党の政治的暴力について、星乃はその「非対称な構造」を指摘しているが(星乃、前掲論文、二八〇頁)、「そうした構造は軍や右翼団体などからの武器提供を受けていた(可能性がある)ナチスとそうしたルートがなく独自に武器を調達していた共産党という意味でも顕在化していったと言える」。

- (93) Enzmann, a.a.O., S. 58f. ただし、本稿の冒頭に触れたように、「ワイマル共和国中期以降の暴力は、共和国前期に見られた国家体制を危機に陥れる「体制転覆志向型暴力」ではなく、公権力の監視下で政敵どうしがぶつかり合う「党派対立型暴力」であり、後者は政治(体制)問題ではなく、あくまでも治安問題として浮かび上がることになった。このことをヘッセルは「ゲームのルールが広く理解された状況で行われた」限定的な暴力であると指摘し、またシューマンは犠牲者の数の少なさに注目して「ささやかな暴力 Kleine Gewalt」と呼んでゐる(Bessel, Richard, *Violence as Propaganda: The Role of the Storm Troopers in the Rise of National Socialism*, in: Childers, Thomas (ed.), *The Formation of the Nazi Constituency 1919-1933*, New

Jersey 1986, p.135, Schumann, Dirk, *Politische Gewalt in der Weimarer Republik 1918-1933: Kampf um die Straße und Furcht vor dem Bürgerkrieg*, Essen 2001, S.17)。それでも、本稿で述べたように、武器の市中氾濫がこの「ゲールのルールが広く理解された状況で行われた」「ささやかな暴力」を野蛮化していったのは明らかであろう。

(94) Haupt, a.a.O.: S.55.

（鳴門教育大学大学院学校教育研究科）

〔付記〕

本稿はJSPS科研費（基盤研究（C）課題番号：18K01036）の助成による成果の一部である。

【表6】プロイセンおよびベルリンにおける武器の押収事例

	日付	場所	状況	武器を所持していた党派	押収された武器と装備品							典拠
					銃器	刀剣武器	打撃武器	銃弾・実包類	手榴弾・爆発物	その他	具体的な内容(数)	
1	26.1.7	ベルリン	NSのデモ行進で発生したKPDやRBとの衝突の際の武器所持検査。	NS	1	1	7	14	0	0	小口径拳銃 Teusching(1)、携帯用ナイフ(1)、木製ステッキ(7)、銃弾(14)	LAB. Rep. 030, Nr.7489, Bl.34.
2	27.3.23	ベルリン	NSの集会終了後のすべての参加者に対する武器所持検査。	NS	0	7	11	0	0	1	ナイフ(2)、字消しナイフ(1)、固定式ナイフ(3)、庭園用ハサミ(1)、大用鞭(1)、拳銃(6)、殺し棒 Totschläger(1)、チェーン(2)、パイプ(1)、金網(1)	LAB. Rep. 030, Nr.7491, Bl.216.
3	27.3.21 ~23	ベルリン	トレブリン Trebbin からベルリンに向かう列車の中およびリヒターフェルチ東駅でのNSとKPDの衝突後の武器所持検査(3カ所)。	NS/KPD	2	8	20	20	0	1	モーゼル拳銃(1)、回転式拳銃(1)、短刀(8)、殺し棒(9)、鋼鉄製鞭(2)、ゴム製棍棒(1)、拳銃(6)、打撃用チェーン(1)、大用鞭(1)、空の弾倉(1)、銃弾(20)	LAB. Rep. 030, Nr.7492, Bl.130.
4	27.5.4	ベルリン	在難華人会館でのNSの集会終了後に武器所持検査。	NS	4	7	27	0	0	0	小口径拳銃(1)、威嚇射撃拳銃(1)、連発拳銃(1)、回転式拳銃(1)、短刀(5)、固定式ナイフ(2)、木製棍棒(3)、打撃用角材 Schlaghorn(1)、鋼鉄製棍棒(3)、銃弾シールド Eisenschild(1)、ゴム製棍棒(1)、銃製武器 Eisen(2)、殺し棒(1)、鋼鉄製鞭(1)、ドライバ(1)、拳銃(11)、オーク製楯木杖(1)、割れたピアゾッキ(1)	LAB. Rep. 030, Nr.7549, Bl.14.
5	27.6.4~6	ベルリン	第3回RFB全国大会での武器所持検査。	KPD	1	5	3	5	0	0	回転式拳銃(1)、短刀(4)、小型短刀(1)、拳銃(1)、ステッキ(2)、ゴム製棍棒(1)、銃弾(5)	LAB. Rep. 030, Nr.7498, Bl.431.
6	27.7.17	ベルリン	SHの隊列行進の際の武器所持検査。	SH	3	8	10	4	0	0	回転式拳銃(1)、ガス銃(2)、短刀(7)、猟刀(1)、ゴム製棍棒(5)、拳銃(2)、鋼鉄製鞭(3)、銃弾(4)	LAB. Rep. 030, Nr.7499, Bl.65.
7	28.11.6	ライヒェンベルク(ドレスデン郊外)	武器所持の嫌疑でライヒェンベルクの住民に対する家宅捜索の中で共産党員の労働者宅での武器の発見。	KPD	4	1	0	536	0	8	08式軍用拳銃(2)、バヤード拳銃 Bayard-Pistole(1)、9ミリ小口径拳銃(1)、赤兵用銃剣(2)、拳銃用銃弾(206)、小銃用銃弾(315)、実包(13)、猟銃弾(2)、拳銃用弾倉(8)	GStA, Rep. 77, Nr.436, Bl.51.
8	28.12.3	ディンスラーケン(デュイスブルク郊外)	KPD(RFB)の集会場だった酒場(Lokal "Zum Tannenwaldchen")に対する家宅捜索	KPD	2	0	0	?	176	8	カービン銃(2)、柄つき手榴弾(175)、ミルス手榴弾(1)、自動小銃用回転弾倉(32)、赤兵小銃用銃弾箱(2)、赤兵小銃用銃弾(2)	GStA, Rep. 77, Nr.436, Bl.70.
9	28.12.6	エッグェジン Egesin	SH支部長宅での家宅捜索での武器の発見。	SH	10	1	0	135	0	0	猟銃(2)、軍用カービン銃(1)、08式赤兵小銃(6)、08式軍用拳銃(1)、海軍用銃剣(1)、銃弾(135)	GStA, Rep. 77, Nr.437, Bl.7.
10	29.2.18	マゲブルク	SH隊員宅での武器庫の発見。	SH	116	25	?	500	0	?	前装銃 Vorderladengewehr(55)、自動小銃(7)、71式軍用小銃(10)、88式軍用カービン銃(2)、回転式拳銃(4)、拳銃(1)、双身砲弾銃(8)、小口径銃(29)、軍用銃剣(25)、拳銃薬包 Zündnadelpatrone(500)、自動小銃用回転弾倉(1)、サーベル・銃身・打撃武器・猟銃用装備品など多数	GStA, Rep. 77, Nr.437, Bl.15.
11	29.9.13	ベルリン	KPDとNSの衝突の際にNS側の車両とKPDの酒場での武器の発見。	NS/KPD	2	4	5	17	0	2	拳銃(1)、ガス銃(1)、携帯用ナイフ(2)、短刀(2)、殺し棒(4)、帯革(1)、弾倉(2)、銃弾(17)	GStA, Rep. 77, Nr.129, Bl.198.
12	30.1.9	ベルリン	ゲルリッヒ通りのKPDの酒場(店名不明)に対する家宅捜索。	KPD	4	0	9	0	0	0	回転式拳銃(1)、自動装填拳銃(2)、オルトギース自動拳銃 Orguepistole(1)、殺し棒(2)、拳銃(3)、鋼鉄製鞭(1)、ゴム製棍棒(1)、その他の危険な打撃武器(2)	GStA, Rep. 77, Nr.119, Bl.352.
13	30.1.10	ベルリン	KPDの集会(ナチスの集会に対する対抗集会)での武器所持検査。	KPD	12	12	18	149	0	0	回転式拳銃(4)、オルトギース自動拳銃(2)、自動装填拳銃(2)、威嚇射撃拳銃(2)、ターゼロー(小型拳銃)(2)、短刀(6)、固定式ナイフ(1)、折り畳み式ナイフ(5)、拳銃(8)、鋼鉄製鞭(5)、約30センチの工業用ト(1)、ゴム製棍棒(4)、回転式拳銃用銃弾(22)、拳銃用銃弾(27)、約100発のフローベール弾 Fleberpatroneの入った箱(1)	LAB. Rep. 030, Nr.7569, Bl.35. GStA, Rep. 77, Nr.119, Bl.352.
14	30.1.22	ベルリン	ブレーメン通りでのNSの集会への参加者を逮捕した際に押収された武器。	NS	4	8	15	8	0	0	回転式拳銃(3)、オルトギース自動拳銃(1)と銃弾(8)、固定式携帯用ナイフ(1)、その他の携帯用ナイフ(4)、短刀(3)、殺し棒(3)、ゴム製棍棒(3)、拳銃(5)、その他の危険な打撃武器(4)	GStA, Rep. 77, Nr.119, Bl.352.
15	30.1.23	ベルリン	フリードリヒスハインでのNSの集会への参加者約140名(KPDが57%)に対する武器所持検査。	NS/KPD	2	12	28	7	0	1	ワルサー拳銃(2)、短刀(2)、折り曲げ式ナイフ(10)、鋼鉄製鞭(5)、拳銃(19)、ワイヤーロープ(1)、ゴム管(2)、金属を折り付けたハンマー(1)、7発入りの弾倉(1)	GStA, Rep. 77, Nr.130, Bl.5.
16	30.2.1	ベルリン	KPDのデモ行進の際に押収された武器。	KPD	1	0	1	0	0	0	モーゼル拳銃(1)、拳銃(1)	GStA, Rep. 77, Nr.119, Bl.352.
17	30.4.14	ベルリン	ナチ党員宅で押収された武器。	NS	0	1	2	0	0	0	固定式ナイフ(1)、鋼鉄製鞭(1)、拳銃(1)	GStA, Rep. 77, Nr.119, Bl.353.

ワイマル共和国における政治的暴力と武器の氾濫（原田）

	日付	場所	状況	武器を所持していた党派	押収された武器と装備品							典拠
					銃器	刀剣武器	打撃武器	銃弾・実包類	手榴弾・爆発物	その他	具体的な内容(数)	
18	30.4.22	ベルリン	テューゲルにある SA 酒場の家宅捜索。	NS	1	1	13	0	0	0	銃装填済の拳銃(1)、短刀(1)、拳銃(1)、ゴム製棍棒(2)	GStA, Rep. 77, Nr. 119, Bl.353.
19	30.5.17	ベルリン	ナチ党員によるサウナクラブ襲撃の際に押収された武器。	NS	2	0	0	15	0	0	拳銃(2)、銃弾(15)	GStA, Rep. 77, Nr. 119, Bl.353.
20	30.5.25	ベルリン	KPD と NS の衝突の際に押収された武器。	KPD	1	2	0	6	0	0	回転式拳銃(1)、短刀(1)、携帯ナイフ(1)、銃弾(1)、実包(5)	GStA, Rep. 77, Nr. 119, Bl.352.
21	30.6.11	ベルリン	無届で NS の集会が行われた 2 つの酒場(店名不明)での家宅捜索。	NS?	2	2	2	8	0	0	拳銃(1)、ガス銃(1)、固定式ナイフ(1)、短刀(1)、拳銃(2)、銃弾(8)	LAB, Rep.030, Nr.7600, Bl.315.
22	30.7.9	クライネンクリス Kleinenglis	旧 RF 幹部の鉱山労働者宅への家宅捜索。	KPD	2	3	1	7	0	0	98式カービン銃(1)、7.65ミリ拳銃(1)、銃弾(7)、小型銃剣(2)、外国製銃剣(1)、ゴム製棍棒(4)	GStA, Rep.77, Nr.440, Bl.1.
23	30.8.19	ノルトハシュテット Nordhastedt	右翼急進派の農宅への家宅捜索での武器の発見。	右翼急進派	2	0	0	75	0	0	カービン銃(1)、拳銃(1)、銃弾(75)	GStA, Rep. 77, Nr.440, Bl.18.
24	31.2.12	ベルリン	共産党員 1 名を銃撃したナチ党員たちが逃げ込んだ NS の酒場(Lokal von Birkan)の中庭で武器の発見。	NS	1	0	1	0	0	1	自動装填拳銃(1)、拳銃(1)、弾倉(1)	LAB, Rep.358-01, Nr.2361.
25	31.2.13	デュッセルドルフ	SA 隊員に対する所持品検査で押収された武器。	NS	2	2	1	9	0	0	カービン銃(1)、08式拳銃(1)、銃剣(2)、拳銃(1)、銃弾(9)	GStA, Rep. 77, Nr.299, Bl.751.
26	31.8.5	ベルリン	KPD の酒場(Lokal von Lorenz)への家宅捜索での武器の押収。	KPD	2	0	0	0	0	0	拳銃(1)、回転式拳銃(1)	LAB, Rep.030, Nr.7574, Bl.214.
27	31.8.11	マグデブルク	SA ハイムでの家宅捜索。	NS	2	21	18	0	1	2	銃器(2)、短刀・屠殺用包丁・固定式ナイフ(21)、鉄製・ゴム製の打撃武器(3)、鋤(1)、鉄製・木製の打撃武器(12)、拳銃(1)、斧(1)、手榴弾(1)、鉄兜(2)	GStA, Rep. 77, Nr.314, Bl.76.
28	31.8.12	ヴェーザーミュンデ	SA の酒場(Lokal Pingsdorf)への家宅捜索。	NS	0	0	21	0	0	0	ゴム製棍棒(4)、木製棍棒(13)、鉄製旗竿(4)	GStA, Rep. 77, Nr.310, Bl.94.
29	31.8.24	ヴッパータール	SA ハイムへの家宅捜索。	NS	3	1	1	38	0	0	連発式拳銃(2)、拳銃(1)、銃剣(1)、短刀(1)、銃弾(38)	GStA, Rep. 77, Nr.310, Bl.338.
30	31.8.27	ベルリンヨルードウ	共産党員宅への家宅捜索。	KPD	10	0	0	0	0	0	98式小銃(8)、71/84式小銃(1)、98式カービン銃(1)	GStA, Rep. 77, Nr.442, Bl.14.
31	31.8.31	コブレンツ	NS の党酒場(Lokal "Zum Schänze")の店主宅への家宅捜索。	NS	11	15	7	25	0	10	71式小銃(1)、71式カービン銃(1)、小銃(2)、狩猟用双身散弾銃(2)、ペネター拳銃(1)、シロスター拳銃(2)、威嚇射撃拳銃(1)、屋内用拳銃 Zimmermeister(2)、サーベル(6)、銃剣(2)、大型ナイフ(3)、ステッキ(3)、拳銃(2)、銃床(1)、ゴム製棍棒(1)、鋼鉄ばね棍棒(1)、実包(25)、鉄兜(4)、ガスマスク(3)、保甲帯(2)	GStA, Rep. 77, Nr.442, Bl.2.
32	31.9.4	デュッセルドルフ	KPD と NS(SA・SS)の間の衝突後の SA ハイムへの家宅捜索で武器庫を発見。	NS	5	6	3	0	0	4	回転式拳銃(3)、威嚇射撃拳銃(2)、短刀(3)、銃剣(2)、大型固定式ナイフ(1)、バネ付きゴムホース(1)、手革つき酒壺ばね(1)、拳銃(1)、セメント塊 Zementsteinen(4)	GStA, Rep. 77, Nr.223, Bl.103.
33	31.9.16	リークニッツ Liegnitz	KPD の武器庫に関する通報を受けて、その管理者宅への家宅捜索。	KPD	7	0	0	499	0	0	08式拳銃(3)、回転式拳銃(4)、拳銃用銃弾(74)、種々の実包(425)	GStA, Rep. 77, Nr.441, Bl.29.
34	31.9.24	オラニエンブルク(ベルリン近郊)	NS による KPD の酒場(Lokal von Lasch)への襲撃後の現場での武器の発見。	NS	1	0	25	4	0	0	威嚇射撃拳銃(1)、打撃用ベルト Schlagriemen(1)、鉛管(2)、自転車用の鍵(1)、家の鍵(1)、アライズゴム製棍棒(3)、角棒(6)、ビール瓶(2)、棍棒(5)、螺旋銃(1)、鉄の棒(1)、散歩用ステッキ(1)、ゴム製棍棒(1)、銃弾(2)、実包(2)	LAB, Rep.358-01, Nr.2634.
35	31.10.19	ベルリン	ミッテ・シリング通りの NS の酒場(Lokal von Bergmann)への襲撃後の現場での武器の発見。	KPD ?	3	0	0	61	0	3	ベルギー製拳銃(1)、08式軍用拳銃(1)、自動装填拳銃(1)、種々の拳銃の銃弾(49)、実包(12)、弾倉(3)	LAB, Rep.358-01, Nr.2538.
36	31.11.9	ベルリン	NS と KPD のいざごとの中で、警官が職務質問したナチ党員 1 名が逃走する途中で投げ捨てたトランクから武器発見。	NS	3	0	0	28	0	0	軍用拳銃(1)、ワルサー拳銃(1)、四銃身拳銃(1)、銃弾(28)	LAB, Rep.030, Nr.7556, Bl.23.
37	31.12.1	ゲーヴエルスベルク Gevelsberg	NS と KPD・RB の間の衝突の翌日に SA ハイムへの家宅捜索。	NS	1	4	14	7	0	0	銃弾 7 発入りの拳銃(1)、短刀(2)、固定式ナイフ(1)、銃剣(1)、殺し棒(1)、その他の危険な打撃武器(13)	GStA, Rep. 77, Nr.314, Bl.13
38	31.12.16	ベルリン	共産党員がナチ党員を銃撃した現場での武器の発見。	KPD	5	0	0	61	0	0	ウエプリー&スコット拳銃(1)、DMW 拳銃(1)、回転式拳銃(1)、ワルサー拳銃(1)、オートモーティブ自動拳銃(1)、自動装填拳銃(1)、実包(61)	LAB, Rep.358-01, Nr.2624.
39	31.12.22	ベルリン	リヒテンベルクで NS の酒場やナチ党員を襲撃した共産党員のうちの一人の家で武器の発見。	KPD	4	0	0	20	0	0	自動装填拳銃(1)、ワルサー拳銃(1)、オートモーティブ自動拳銃(1)、アメリカ製回転式拳銃(1)、銃弾(20)	

	日付	場所	状況	武器を所持していた党派	押収された武器と装備品							典拠	
					銃器	刀剣武器	打撃武器	銃弾・実包類	手榴弾・爆発物	その他	具体的な内容(数)		
40	32.1.3	ベルリン	フリードリヒスフェルデのシュロース通りにあるNSの酒場への家宅捜索。	NS	5	2	0	0	0	0	0	拳銃(5)、ナイフ(2)	GStA, Rep.77, Nr.314, Bl.55
41	32.2.11	シュヴェムムSchwem	SAハイムへの家宅捜索。	NS	1	0	0	25	0	0	0	回転式拳銃(1)、自動装填拳銃用銃弾(25)	GStA, Rep.77, Nr.314, Bl.7
42	32.3.4	ベルリン	シャルロツテンブルクでのNSとKPDの衝突の後、近くの公園で共産党員が投げ捨てた武器の発見。	KPD	1	3	0	11	0	0	0	小型拳銃 Terzerol(1)、刀剣類(3)、銃弾(11)	LAB, Rep.358-01, Nr.771.
43	32.3.6	ベルリン	ナチ党員を襲撃した共産党員が逃げ込んだ建物内や襲撃現場での武器の発見。	KPD	2	7	3	0	0	0	0	ロシア製ナガン拳銃 Nagamistole(1)、回転式ナイフ、携帯ナイフ(1)、ゴム製棍棒(1)、ガス管(2)	LAB, Rep.358-01, Nr.2537.
44	32.3.12	ベルリン	市内のNSの酒場やSAハイムに対する一斉家宅捜索(7カ所)。	NS	4	3	0	0	0	36		銃器(回転式拳銃・軍用拳銃など)(4)、剣(1)、固定式ナイフ(1)、携帯ナイフ(1)、戦闘用に着造りされた背囊(36)	GStA, Rep.77, Nr.313, Bl.255.
45	32.3.12	ヴァンネーアイケルWanne-Eickel	SAハイムへの家宅捜索。	NS	1	0	4	8	0	1		拳銃(1)、ゴム製棍棒(4)銃弾(4)発入りの弾倉(1)、	GStA, Rep.77, Nr.314, Bl.482.
46	32.3.16	メルゼブルク	SAハイム・SA隊員宅への家宅捜索やSA隊員への武器所持検査(6カ所)。	NS	15	4	25	267	0	5		拳銃(6)、軍用拳銃(2)、回転式拳銃(2)、改造カービン銃(1)、小型拳銃(1)、照準器付き銃銃(1)、三連銃銃(1)、双身銃(1)、銃弾(37)、短刀(1)、固定式ナイフ(3)、鋼鉄製鞭(2)、ゴム製棍棒(11)、殺し棒(7)、拳銃(3)、鉄製巻きバネ(1)、長さ約60センチの鉄の棒(1)、装填済の弾倉(4)、鉄兜(1)	GStA, Rep.77, Nr.314, Bl.435.
47	32.3.20	オーバーグロガウOberglöga	ナチ党員宅への家宅捜索。	NS	1	0	0	約6000	10	59		08式軍用拳銃(1)、08式軍用銃用銃弾(629)、98式軍用小銃用銃弾(約6000)、雷管のない柄つき手榴弾(10)、機関銃用保弾帯(2)、弾倉(31)、雷管(1)、機関銃用銃身(1)、照明弾用実包、雷管(7)、98式小銃用遊底(1)、カービン銃用部品(16)	GStA, Rep.77, Nr.442, Bl.49.
48	32.3.21	ベルリン	NSとKPDの銃撃戦後のNSの酒場(Lokal von Dellbrügge)への家宅捜索。	NS	3	0	0	0	0	0		拳銃(3)	GStA, Rep.77, Nr.314, Bl.453b.
49	32.3.25	ゾーリングゲン	工場主の通報により、工場の屋根裏で共産党員たちが隠匿した武器を発見。	KPD	9	0	0	348	0	0	0	08式軍用拳銃(6)、9ミリ口径モーゼル拳銃(2)、7.65ミリ口径拳銃(Sauer & Sohn製)(1)、標々なし銃弾(348)	GStA, Rep.77, Nr.442, Bl.18.
50	32.6.21	デュッセルドルフ	市内で発生する銃撃事件の捜査で、KPD幹部の居住先を家宅捜索した際に武器を発見。	KPD	5	0	0	87	0	6		軍用拳銃(2)、回転式拳銃(1)、自動装填拳銃(1)、モーゼル拳銃(1)、銃弾(79)、08式拳銃用実包(8)、弾倉(6)	GStA, Rep.77, Nr.224, Bl.231.
51	32.6.23	ベルリン	リヒテンベルクで発生したNSとKPDの銃撃戦の後、犯行現場の近くで多数の武器を発見。	NS/KPD	4	0	0	13	0	4		拳銃(4)、銃弾(13)、弾倉(4)	LAB, Rep.358-01, Nr.1884.
52	32.6.25	デュッセルドルフ	上記事件(50)に関連したKPD関係者宅への家宅捜索。	KPD	3	0	1	108	1	2		分解された大型モーゼル拳銃(1)、大型回転式拳銃(9ミリ口径)(1)、大型回転式拳銃(7ミリ口径)(1)、拳銃(1)、各種銃器用実包(103)、08式小銃用銃弾(5)、手榴弾(1)、各種拳銃用ケース(3)、自動装填拳銃の射撃姿勢用銃床 Anschlagschaft(2)	GStA, Rep.77, Nr.224, Bl.235.
53	32.7.6	ベルリン	KPDによるナチ党員や警察官に対する発砲事件の捜査で、KPDの労働者宅への家宅捜索。	KPD	2	0	2	29	0	1		フルサー自動装填拳銃(1)、殺し棒(1)、拳銃(1)、銃弾(765ミリ、10ミリ、9ミリ)(29)、雷管ピストル用弾倉(1)、軍用ビストルの下部(1)	GStA, Rep.77, Nr.134, Bl.86.
54	32.7.13	ベルリン	NSの酒場(Lokal von Schneider)に対する2度の家宅捜索と店主の自宅への家宅捜索。	NS	9	1	2	25	0	4		回転式拳銃(3)、モーゼル拳銃(2)、小口径拳銃(1)、ドレイス拳銃 Dreysestoptole(1)、ガス銃(1)、ペヤード拳銃(1)、銃剣(1)、棍棒(2)、銃弾(25)、拳銃ケース(2)、弾倉(2)	LAB, Rep.030, Nr.7559, Bl.6.
55	32.7.14	ベルリン	NSの酒場への発砲事件後、近くのKPDの酒場(Lokal von Zeim)にいた客(共産党員)への武器所持検査。	KPD	1	1	1	9	0	0		回転式拳銃(1)、短刀(1)、ゴム製棍棒(1)、銃弾(9)	LAB, Rep.030, Nr.7578, Bl.62.
56	32.7.19	ベルリン	KPDの酒場(Lokal "Nordstern")への家宅捜索の際に前庭で武器発見。	KPD	2	0	14	40	0	0		拳銃(2)、拳銃(14)、銃弾(約40)	LAB, Rep.030, Nr.7578, Bl.70.
57	32.8.2	オッペンリンOppen	SAハイムでの武器の発見・押収。	NS	3	0	1	300	23	7		軍用拳銃(1)、威嚇射撃拳銃(1)、台座付き機関銃(1)、雷管のない柄つき手榴弾(23)、250発入り弾倉(1)、50発入り機関銃用保弾帯(1)、空の機関銃用保弾帯(1)、弾倉(64発と8発)(2)、鐘を詰めたチューブ(1)、砲身連結器(1)、スベアの銃身(1)	LAB, Rep.030, Nr.7606, Bl.456.

ワイマル共和国における政治的暴力と武器の氾濫（原田）

日付	場所	状況	武器を所持していた党派	押収された武器と装備品							典拠	
				銃器	刀剣武器	打撃武器	銃弾・実包類	手榴弾・爆発物	その他	具体的な内容(数)		
58	32.8.3	クロス チュッツ Chroschwitz	共産党員宅への自宅捜索。	KPD	6	4	1	13	0	23	改造された98式カービン銃(1)、 猟銃(3)、6ミリ小口径銃(1)、 9ミリ小口径銃(1)、銃剣(1)、 歩兵用銃剣(1)、短刀(2)、ゴム製 棍棒(1)、小口径銃用銃身(1)、 実包(13)、雷管付き導火線(21)、 火薬入りの瓶(1)	GStA, Rep. 77, Nr.443, Bl.5
59	32.8.10	ベルリン	KPDの酒場(Lokal von Lange)への自宅捜索。	KPD	1	0	1	5	0	1	ドレイス拳銃(1)、鋼鉄製鞭(1)、 銃弾5発の入った弾倉(1)、銃 口のバー(1)	LAB, Rep.030, Nr.7578, Bl.192.
60	32.8.15	ラチボル Ratibor	SAハイム、SA事務所、 隊員宅への自宅捜索。	NS	1	2	7	275	0	4	カービン銃(1)、銃剣(2)、ゴム 製棍棒(4)、鉄パイプ(1)、殺し 棒(1)、牛皮製の鞭(1)、実包 (49)、鉄兜(1)、98式小銃用銃 身(1)、歩兵銃用実包(226)、充 填済み弾倉(2)	GStA, Rep.77, Nr.443, Bl.4,
61	32.9.9	マルミッツ Mallnitz	SA隊員2名の自宅への 自宅捜索。	NS	13	0	0	約2500	0	0	98式小銃(13)、銃弾(約2500)	GStA, Rep.77, Nr.457, Bl.1.
62	32.10.13	ハノーファー	KPDとの関係があるとさ された商人宅への自宅捜索。	KPD ?	2	0	0	2705	0	2	重機関銃(1)、98式歩兵用小銃 (1)、機関銃用銃弾(1750)、歩 兵小銃用銃弾(955)、重機関銃 用予備銃身(1)、重機関銃用砲 底(1)	GStA, Rep. 77, Nr.443, Bl.18.
63	32.11.6	ベルリン	社会民主党員襲撃後に逃 走したナチ党員の2台の 自動車での武器所持検査。	NS	2	0	2	15	0	1	拳銃(1)、モーゼル拳銃(1)、ド ライバー(1)、チェーン(1)、銃 弾(7)、8発の銃弾入り弾倉(1)	LAB, Rep.030, Nr.21616, Bl.39.
64	32.11.29	バート・ヴイ ルスナック Bad Wilsnack	SA中隊長宅への自宅捜 索。	NS	9	6	0	900	2	6	軽機関銃(1)、98式軍用小銃(3)、 98式カービン銃(2)、外国製軍 用銃(1)、回転式拳銃(2)、銃剣 (6)、手榴弾(2)、小銃・拳銃用 銃弾(900)、ガスマスク(1)、機 関銃用保彈帯(1)、保彈帯(1)、 機関銃用回転弾倉(1)、機関銃 用予備銃身(1)、機関銃用予備 砲底(1)	GStA, Rep.77, Nr.457, Bl.6,
65	33.1.14	クーンホル スドルフ Kunersdorf	SAの武器保管庫と思わ れる場所の発見。	NS	26	0	0	2000	0	0	7.5ミリ口径モーゼル拳銃(23)、 改造された98式カービン銃(2)、 小銃(1)、銃弾(ほとんど拳銃用) (2000)	GStA, Rep.77, Nr.443, Bl.82.

KPD = 共産党、RFB = 赤色前線兵士同盟、NS = ナチス、SA = ナチス突撃隊、SH = 鉄兜団、RB = 国旗団